

昭和二十九年四月二十八日(水曜日)午前十時十六分開會

委員長	內村
理事	清次君

石村	堀	館
幸作君	末治君	哲二君

伊能 芳雄君
伊能 繁次郎君

高橋進太郎君
長谷山行毅君
小林 武治君
島村 軍次君

建設委員長

10

鈴木俊一君

福永與一郎君

常任委員 會專門員	福永與一郎君
常任委員 會專門員	伊藤清君

○地方税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長（内村清次君） 只今から地方
行政委員会を開会いたします。

して行きたいと思ひますが、御異議ございせんか。

○委員長(内村清次君) それでは各章に亘りまして、奥野君から一つ説明をして頂きます。

○政府委員（奥野誠亮君） この全条文の入りております条項に従ひまして、詳しく御説明申上げておりますので、それらの改正点がどこにあるかというふうな意味合いで申上げさして頂いたほうがいいのじやないかと思ひます。

若し私の説明が簡単すぎましたり、詳しくすぎましたりいたしました場合には、御注意頂きまして、それに従いまして又説明の仕方を改めたいと思えます。九丸の最初のところに書いてありますのは、地方団体相互間におきま

て、課税格の帰属等について意見を異にした場合の改正であります。

その次が十一頁、第十八条の第三項

の規定は、還付加算金をつけます場合の時期につきまして、法律又は条例の規定によつて変更又は消滅がありました場合の措置を明確にいたしました規定で

十二頁に道府県民税の規定がござい
ます。第二十三条に道府県民税に関す
る用語の意義が書いてありますが、市
町村民税の場合と同じでございます。
十四頁を見て頂きますと、四号で「所

す。第二十四条は道府県民税の納税義務者等に関する規定でございます。十

五頁に道府県民税の納税義務者の規定を置いております。第二十四条の規定であります。道府県民税は個人につきましては市町村民税の納税義務者と

全く同じであるという趣旨の規定をこの本文に書いてあるわけであります。なお、法人につきましては、その県内におきましては納税義務は一つでございますので、特に独立した規定の設け方をいたしております。市町村民権に

さいますので、省略いたします。十六頁のところの二項で、今申上げましたような趣旨から「前項第三号に掲げた者については、市町村民税を均等割によつて課する市町村」とに一の納捐義務を課する市町村とを併記するにしようとするので、省略いたします。

「従いまして、家、屋敷を持つておられます場合には、家、屋敷の所在

する市町村が一府県内に二以上ありま
すれば、二以上の納税義務を負うとい
うことになるわけにあります。これに
反しまして、法人の場合には一つの納

第二十五条は非課税の範圍であります。十七頁の三行目のところへ衆議院の修正で水産業協同組合共済会が加つております。

二十三頁の第三十二條、所得割の課税総額の決定方法であります。「道府

県知事は、道府県民税の所得割の納税義務者の当該年度の初日の属する年の前年における所得税額の合計額として、当該道府県の条例で定める方法に

よつて算定した額に、当該道府県の条例で定める率を乗じて、当該年度において課すべき道府県民税の所得割の課税総額を定めるものとする。要するに課税総額は所得割額の総額に一定の率を乗じた額なものでありますが、その所

得税額は国税は勤務地、或いは支払地で徴収いたしますが、府県民税は住所所在地の団体で課するので、国税徴収額だけを見たのでは所得税額の総額がわかつて参りません。そこでその算定方法を当該道府県の条例で定める方法に

よらしめる、こういう考え方をとつておるわけにあります。実態につきましては、この前に御説明申上げた通りで

あります。二項で「前項の率は、百分の五を標準とするものとする。」更に三項で「市町村民税との関係がございまして、府県が勝手に何することは適当じ

なる率を定めようとする場合においては、あらかじめ、自治庁長官に対しては、あらかじめ、自治庁長官に対してその旨を届け出なければならぬ。」
場合によつては自治庁から勧告助言の機会を持ち得るようにしておきたいと

は、前条の規定によつて定めた所得割の課税総額を、当該道府県内の各市町

村ごとの当該年度分の市町村民税の所得税額の課税標準とすることができ、所得税額の合計額として当該道府県の条例で定める方法によって算定した額

にあん分して、これを毎年四月三十日までに各市町村に配賦しなければならぬ。要するに課税総額を、市町村ごとと所得税額に按分して配賦するということでありませう。先に申し上げましたように、この所得税額は支配地じやなく

さいませんので、住民の所得税額として
 考えなければなりませんので、その算
 定方法はやはり条例の定める方式に委
 ねるという規定を置いております。た
 めに、かなり複雑な規定になつておる
 わけであります。「但し、所得税額を

課税標準として市町村民税の所得割を課する市町村に対しては、当該配賦額に代えて当該市町村の当該年度分の市

町村民税の所得割の課税標準となるべき所得額に前条第一項の率を乗じた額をもつて当該市町村に対する配賦額とすることができる。市町村が所得額

第四十二條に参りまして、一個人の道府県民税の納税義務者又は特別徴収義務者は、その道府県民税に係る地方団体の徴収金を、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入の例により、これとあわせて納付し、又は納入しなければならない。特別徴収をとつておりますものにつきましては、やはり府県民税も特別徴収の例に乗つかつて行くわけでございますから、同じ納付の仕方で納付しなければならぬのだという規定を置いてゐるわけでありませう。第二項は、一個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があつた場合において、その納付額又は納入額がその納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金の総額に満たないときは、その納付額又は納入額から督促手数料及び滞り納税の延滞金と等しい額を道府県民

て、納税義務を免除し、かつ、道府県民税及び市町村民税の額にあん分した額に相当する道府県民税又は市町村民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があつたものとす。要するに個人の納められたものは、道府県民税と市町村民税の額に按分して納められたものとみなしてしまふ。選択は認めない。そうすることによつて簡素にこの仕事を進めて行きたいというふうに考えているわけでありませう。第三項で、「前二項の規定により個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金をあわせて収納する場合における国庫出納金等端数計算法第六条の規定の適用については、道府県民税及び町村民税は、一の地方税とみなす。」第四項で「市町村は、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があつた場合に

四十三條で、第四十一條第一項の規定によつて道府県民税を賦課徴収する市町村が当該道府県民税の賦課徴収に用いる徴収令書、納期限変更告知書、特別徴収義務者及び特別徴収義務者を經由して納税義務者に交付する特別徴収の方法によつて徴収する旨の通知書、督促状その他の文書は、当該市町村の市町村民税の賦課徴収に用いるそれらの文書とあわせて、総理府令で定める様式に準じて作成するものとする。」^二つの徴税令書で済まして行くのだという趣旨であります。附則の四項のほうでは、今までの徴税令書に二十九年年度分だけは道府県民税を記載すれば足りるのだということにいたしております。過渡期の混乱を避ける趣旨の規定を置いております。

第四十四条で、「市町村長が第三十二
二十二条の規定によつて個人の市町村
民税の納期限を延長した場合において
は、当該納税者又は特別徴収義務者
に係る個人の道府県民税の納期限に
ついても、同一期間延長されたものと
す。納期限の延長でありましても、納
税義務者は市町村民税と道府県民税
と、個々について請求する必要はな
い。市町村民税に対して納期が延長さ
れたら当然道府県民税の納期限も延
されたものだとしているのでありま
す。」

第四十五条は、「市町村長が第三十二
十一条の二第三項、第三十二
三條又は第三十二
七條第二項の規定によつて個人の市町村民税又は延滞金額を減
免した場合においては、当該納税者
又は特別徴収義務者に係る個人の
道府県民税又は延滞金額についても
当該市町村

第四十六條又一市町村長は、第四十條の規定によつて所得割額を決定し、又は変更した場合においては、当該道府県の条例の定めるところにより、道府県知事に對し、個人の道府県民税の納税義務者の數、所得割額の總額、所得割の税率その他必要な事項を報告するものとする。報告の責任を与えてゐるわけであります。二項で「市町村長は、毎年六月三十日までに、道府県の条例の定めるところにより、道府県知事に對し、毎年五月三十一日現在にお

ける」要するに、出納閉鎖期限であります。「現在における個人の道府県民税に係る滞納の状況を報告しなければならぬ」といふこととあります。あとは甚煩の閲覧等の規定でありますので省略いたします。

第四十七条は個人の道府県民税に係る徴収取扱費の交付で、「道府県は、市町村が個人の道府県民税の賦課徴収に關する事務を行うために要する費用を補償するため、左の各号に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として市町村に對して交付しなければならない。」

一が「個人の道府県民税に係る徴税協会書及び第三百二十一条の四第一項の規定によつて特別徴収義務者を經由して納税義務者に交付する通知書の数を、言い換へれば納税義務者数ということと

いるわけであります。三号が、「第四十
一条第一項の規定によつて市町村が徴
収した個人の道府県民税に係る地方団
体の徴収金を第十七条の規定によつて
市町村が還付した場合における当該地
方団体の徴収金に係る過課納金に相当
する金額」四号、五号以下は当然のも
のでありますので省略いたしますが、
これらの合計額を府県から市町村に交
付するわけでございます。

る徴収及び滞納処分の場合、徴収は全面的に市町村に任せるわけでごさいますが、年度を経過いたしましたして滞納の段階に入りました場合に、例外的に府県が滞納処分ができるという規定を置いてあるわけであります。第一項が第四十六条第二項の規定によつて市町村長から道府県知事に対し、道府県民税の滞納に関する報告があつた場合においては、道府県知事が市町村長との同意を得て、毎年十二月三十一日までの間において、即ち二十九年年度分でありますと、三十年、来年の七月一日から十二月三十一日までの間においてということになるわけであります。各市町村ごとに三月をこえない範囲内で定めた一定の期限に限り、道府県の税吏員は、当該滞納に係る道府県民税に係る地方団体の徴収金について、俣

と思います。但し、当該一定の期間中に滞納処分を着手したものに對しては、当該一定の期間経過後においても滞納処分をすることができ、二項以下の問題は省略をさして頂きます。

第四十九条は道府県が行う滞納処分救済で、原則的には、府県民税に關する個人からの異議の申立は市町村に持つて行くわけでありませうけれども、府県が滞納処分を行います場合には府県知事に異議の申立をするんだといふ趣旨の規定をここに置いておるから

第五十條は道府県が行う滯納処分に関する罪等で、これは例文でございませう。

第三款が法人等の道府県民税でございまして、四十四頁の第五十一條は、「法人税割の標準税率は、百分の五とする」、従いまして市町村民税の標準税率がこれだけ引下げられておるわけでありませう。「但し、標準税率をこえる税率で課する場合においても、百分の六をこえることができない。」

それから第五十二條は、「法人等の均等割の標準税率は、年六百元とする。」、これは別に市町村民税のほうでは減額いたしております。それから第三項で「第一項の年六百元の額は、六百元に法人税額の課税標準の算定額

間又は均等割額の算定期間中において事務所又は事業所を有していた月数を乗じて得た額を十二で除して算定するものとす」と言いますのは、府県民税は、個人に対する分と法人に対する分とは全く別個な取扱方に立つておるわけであり、個人の分は全く市町村民税にまつて行く、法人の分は完全な独立割の形式を以て、均等割である」と法人税割である」と、皆申告納付の手續にいたしてあります。従いまして六ヶ月決算の場合には、法人税割に百分の五を乗じました法人税割の額に六ヶ月のうち六ヶ月分を添えて納めるんだという趣旨であります。

第五十三条は、法人等の道府県民税の申告納付であります。一般の申告の場合と同じような趣旨の規定でありますので、これも省略いたしておきます。

それから五十頁へ行きます。第五十四条は法人の道府県民税に係る虚偽の申告に関する罪で、五十五條は、法人等の道府県民税の更正及び決定、いづれも例文であります。第五十六條は法人等の道府県民税の不足額及びその延滞金の徴収、それから第五十七條は二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の道府県民税の申告納付、二以上の府県に跨つておる事務所所在地の道府県民税にその権限を与えることにいたしてあります。第五十八條は、その趣旨の規定を置いておきます。それから第五十九條は、関係道府県知事に不服がある場合の措置、府県知事その他に不服がある場合、自治庁長官が裁定をするん

だ、これも事業税の場合と同じであります。

第六十條は法人等の道府県民税の納期限の延長、第六十一條は法人等の道府県民税の減免、第六十二條は法人等の道府県民税の脱税に関する罪、第六十三條は法人税に關する書類の供覧等、これは四の税務機關の書類等を閲覧するわけであり、第六十三條の第二項を見て頂きますと、第六十三條の第二項であります。「政府は、法人税法第三十二條の規定による更正又は決定の通知をした場合においては、遅滞なく、当該更正又は決定に係る所得及び清算所得の金額並びに法人税額の課税標準の算定期間の末日における当該法人の事務所又は事業所所在地の道府県知事に通知しなければならぬ」と、国の税務機關が法人税を更正或いは決定をいたしました場合には、主たる事務所所在地の道府県知事に国の税務機關から連絡しなければならぬという規定を置いておきます。国の税務機關から連絡を受けた場合には、これを関係道府県知事に、主たる事務所、事業所所在地の道府県知事から連絡をするわけであり、それが三項の規定であります。「前項の通知を受けた主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、遅滞なく、当該通知に係る法人税額等を関係道府県知事に通知しなければならぬ」と、而もこれを関係市町村の長にも通知せよというものが第四項であります。前二項の通知を受けた道府県知事は、遅滞なく、当該通知に係る法人税額等を当該道府県の区域内の関係市町村長に通知しなければならぬ」と、これは市町村民税の法人税割の基礎にな

つて参るわけであり、こうやつて府県と市町村とが密接に連絡をしようという趣旨の規定を置いておるのでありまして、新しい考え方のごさいます。協力関係を強化して行きたいと考えておるのであります。

第六十四條は納期限後に納付する法人等の道府県民税に係る延滞金、これは例文であります。ただ六十頁の終りから四行目の括弧の中に入つておる規定であります。「法人税法第二十四條第一項若しくは第二項の規定によつて法人税に係る修正申告書を出し、又は同法第三十二條の規定によつて更正又は決定の通知を受けたことにより第三百二十一条の八第四項の規定による申告に係る税金を納付することとなつた場合において、法人税法第四十二條第二項又は第七項の規定によつて法人税に係る利子税額の計算の基礎となる期間から控除される期間があるときは、当該控除された期間を除く」と大變細かい規定であります。これはこういうことであります。法人税を更正決定をしまして一年以上もたつてから更正決定をいたしました場合には、延滞金は一年分しかとらない、こういう規定があるものであります。今回の改正で更に提案されておるわけであり、更に考へ方を府県民税、市町村民税、事業税に持ち込んでおるわけであり、要するに、更正決定を遅らせておきながら、延滞金はだけは取る、取らうという考へ方は妥協ではない。だから一年もたつてから更正決定をした場合には、一年を越えた期間は延滞金の計算から除外してしまふ、こういう趣

旨であります。要するに一年分しか延滞金は取らない、こういう考へ方であり、第六十五條は違法又は錯誤に係る法人等の道府県民税に關する更正又は決定の救済、これも例文であります。

第三目、督促及び滞納処分、法人等の道府県民税に係る督促が第六十六條、それから第六十七條は法人等の道府県民税に係る督促手数料、第六十八條が法人等の道府県民税に係る滞納処分、それから第六十九條が法人等の道府県民税に係る滞納処分に関する罪、それから第七十條が国税徴収法の例による法人等の道府県民税に係る滞納処分に関する検査拒否の罪、第七十一條が法人等の道府県民税に係る交付要求、第七十二條は法人等の道府県民税に係る延滞加算金、いづれも他の税目と同じ趣旨の規定でありまして、例文であります。

第四目が犯罪取締、これも例文であります。どの税目につきましても大体同じ規定を置いておるわけであり、委員長(内村清次君)「そこまでやつてもらいましようか。御質疑のあるかた……」

○若木勝蔵君 これは一般質問のときにも相当論議された問題であるのでありますが、私その後又考へまして伺いたい点は、どうしても税としては我々として考へてみて変則的なものと考えられる、いわゆる市町村民税から府県民税のほうに委譲しておるということはどうも……。而もその徴収を市町村に行わせるということについては正常な形でない、これは自治庁のほうでもそういうふうな考へられるでしよう

が、何か、直接府県において徴収しなければならぬという、何かそういう規定があるんじゃないですか。それが市町村に第一やらせるといふことが変則である。だから正常なものではないというふうなことを我々考へられるが、その点どういふふうにお考へですか。

○政府委員(鈴木俊一君) この点は昨日もお尋ねがございましたように、各地方税はそれらの地方団体が取るといふのがこれは勿論原則でございますけれども、併しきような責任の明確化は、余りに強調する余り、各地方団体の間、或いは同と団体の間におきまして、全くほかのことは知らない、こういう恰好で徴税機構を作る、或いは徴税事務を考へるということとは、どうしても不経済でございますので、殊にこの市町村民税と同じこの所得を課税の標準にとります道府県民税につきましては、曾つて市町村民税、道府県民税というものがあつたわけでございますが、その場合でも同じような方式をとつておつたわけでありまして、両者の間の協力態勢で徴税をするということとは、私どもむしろ実情に即する方法であらうと考へております。

○若木勝蔵君 そうしますと、これは実情に即するところの方法であるといふことになれば、これは一つ税の体系、原則というふうなものをこれは超えてもやるといふふうな意図が考へられるんですが、これは実際税体系といふふうなものから言つたれば、この考へ方は妥協な考へ方ではないか。どうもその辺がそのときの御都合主義で、何かまあ今度警察法を改正すると、原則を越えてそういうことをやろう、こ

ういうことに我々考えられるんですが、その点如何ですか。

○政府委員(鈴木俊一君) これはやはり例えば入場税について特別徴収義務者の制度をとり、遊興飲食税についてその料理店の人に特別徴収義務者になつてもらう、こういうことはやはり一つの徴税の便宜からそういうふうにいたしておるわけでございますが、これも本来から申しますならば、或いは府県が直接徴税機關で取するというほうが、ただ理窟だけから行けば筋だと思ふのであります。併し飽くまでも理論に倒れなつてはこれは実情に即さない

わけでありまして、税金から言えば徴税費を最小にすまえるということが又又又徴税上の一つの大きな原則でありますから、そういう徴税費を最小の限度にとどめるといふ点から申しますれば、どうしても同じ課税標準で押えておるものでありまして、かような方式のほうが却つて実情に合う。又金も少くてすむと思うのであります。

○若木勝藏君　その次に、これはまあ一つの増税の問題になつて来るんですが、政府としてはこういうことによつて増税にならんとするふうなお話もあつたやうであります、今の御説明でも法人税割の均等割のほうは六百円というふうなものを取られる。個人の場合には百円は取るのであるけれども、これは市町村民税のほうからで、減額する、これは相殺するというふうに聞えたんですが、現に六百円なら六百円というものを法人税のほうで新たに均等割を取るといふことになつたら、これは増税の要素がちやんとそこに含まれておるんでございましょう。どうでございませうか。

○政府委員(鈴木俊二君) この法人税割でございますが、これは一事業年度について六百円……、いや十二月分として六百円でございますから、月に直しますと五十円ということでありまして、而もそれは各市町村ごとに取るわけではありませんで、都道府県の単位に一つということになるわけでありますから、額といたしますと非常に少ないものであります。それはたしかにそれだけではネット増額になりますけれども、法人に対してその程度のこととはこれはそう大なる負担ではないだろうというふうに私どもは考えております。

○若木勝藏君　そうしますと、先般来まあ増税にならんとするというようなことは、實際は少額であるけれども増額になる、原則はやはり増額になるということになりますね。そうしてこれは将来について考えてみる場合に、将来においてはいよ／＼その点が場合々々によつて増税されて来る、こういうことが懸念されるのでありますが、これはどうですか。

○政府委員(鈴木俊一君) この均等割につきましては、今申上げました通りこれは増税と申せば増税でございますが、今申上げたように非常に額としては軽いものであらうと思います。半面中小法人につきましては税率を百分の十二から十に引下げてございますから、所得五十万円以下の中小法人、従つてその面、總體を通じて考えますならば、これは決して増税ではない。やはり負担の軽減になるというふうに考へております。

○秋山長遠君　これは増税にならんと
いう御答弁なんですけれども、大体理
窟から言つても、又経路上から言つて

も、新税を創設するということがもう第一増税の緒を切開くものだということが、これはまあ常識なんですが、この道府県民税につきましても、どうせ今後国家財政の見通しを考へてみた場合、まあ防衛関係費を初めとして今の方針で進んで行く限りは、地方財政に對して今後これ以上更に地方財政に国のほうから持ち込むという余地は余りないんじゃないか、そういう期待を持てないんじゃないか。而も地方財政はますます苦しくなつて赤字が嵩んで来るということになると、赤字対策をも兼ねて、今度折角道府県民税という

新しい税金ができているのだから、これを少し手加減したらどうだろうというように安易な途を選ぶということになりやすいのではないかと思うのですが、その点如何ですか。

○政府委員（鈴木俊一君） この道府県民税は特に市町村に府県としては取つてもらうという形になるわけでございますから、従いまして市町村の各議会等における批判がありますのもとよ

りでございますけれども、都道府県との議会をそれ自体においてやはりこの増税という点につきましては、相当慎重な民主的論議が行われることは当然であります。そういうような各種のいろいろな手続を経てどうしても増税しなければならぬというような事象があれば、或いはそういうふうなことがあろうかと思えますけれども、併しこれはやはりなか／＼よく／＼のことではないかと考えられるのであります。客観的な条件において今日と変りない地

方財政の狀態でありますならば、私どもはかような税を新しく設けたからと申しまして、そう増税というふうに

はならないのではないかというふうに考えるのであります。

○秋山長造君 地方団体内部での議事
がどうだとか、理事者がどうかという
ことは、これはまあ、応別問題とし
て、私がお尋ねするのは国対地方とい
う関係において、国のほうがややもす
ればこういうものへ尻を持って行く、
政府が当然交付税を殖やすなり何なり
によつて埋めなければならぬ穴を、
道府県民税なんかをいじくるというほ
うに尻を持って行きやすくなるのでは
ないか。特にこういう問題についても
やはりこれは、自治庁は成るほど只今

おつしやるような固い決心を持つて進まれましても、入場税なんかのいきさつ一つ一つとつてみても、又国の財政を握つてゐる大蔵省あたりの考え方というのは、一顧そういうほうへ走りやすいのじやないか、とにかく道府県民税が余り少な過ぎるんじゃないか、もう少し道府県民税を取つたらどうかというやうなことに尻を持つて行きやすいんじゃないか。そうするとそれがやはり或る程度の強い力を以て自治府あたりへものしかかつて来るというようなことになるとのじやないかということ、非常に懸念されるわけなんです、そういう点の心配ありませんか。

○政府委員(鈴木俊一君) 政府の考え方といしましては、今回平衡交付金制度を改めて交付税制度に替へるといふ形にいたしております、これはすでに御説明申し上げましたごとく、地方のいろいろの徴税財源というものとは法人税、所得税、酒税の一定割合に求めるといふことで、独立的な性格を強くし、国に対する依存をできるだけ少くしておるわけでございまして、そういう

う点からも今の国がしわを寄せるといふ寄せ方については若干困難になつて来る。地方のほうも又同様に自主性を持たなければならぬような形になると思ふのであります。そういう根本の建前の考えが變つて来ておりますのと、又交付税等を計算をいたしまする配分の際の算定方式としては、御承知のように標準税率によつて道府県民税が幾ら入るかということを算定するわけでございますから、仮に標準税率を超過した課税を行なつても、それだけ余計収入があるという建前で配分がされないうことになるわけであります。そうい

うようなこともあり、先ほど申し上げましたような各種の民主的な徴税の方式もあるのでありますから、やはりよくよくのことでなければこれは増税ということとは相当困難ではないかと思うのであります。勿論そういう止むを得ない場合において増税を行う、それが民主的な手続によつて行われるということとなら、これはむしろ地方自治の制度としては当然でございますから、増税がいかんとは私も考えておりませんが、併し通常の状態においてならば、私どもは特に増税という方法によらないで処理できるような形に持つて行けるものと考えております。

○加瀬亮君　今のと関連しておる問題でありますけれども、三十二条の二項と三項ですが、二項において「百分の五を標準とする」ということにいたしましたて、三項においては「前項の率と異なる率を定めようとする場合においては、あらかじめ、自治庁長官に対してその旨を届け出なければならぬ。」というところでありますから、届け出まして増減を許されるならば、この標準

来るのであります。その結果今の市町村民税の課税方法というものがかなり合理化されるのではないかと。その点において負担の關係につきましても、かなり適正化されて来るのではないかと。いう期待も持つのであります。加瀬さんのおっしゃいます問題もあるものであります。逆に負担がかなり合理化されて行くという問題もあるものであります。逆に負担がかなり合理化されて行くという問題もあるというのを御了承願いたいと思ひます。

○加瀬君 では、これをよりどころにして道府県民税がだん／＼強化され増税されて行く、こういうような心配は今のところないということになりますか。

○政府委員(奥野誠亮君) さように考へております。

○若木勝蔵君 今の更に関連しました、今の加瀬君の御質問に対しては、増税されて行くことがないというふうな答弁であつたようでありまして、けれども、その点については非常に疑問がある。それでまあ普通考へられた場合は、こういう面から一つ私に考へて出で来ると思ふのです。というのは、市町村民税を府県民税の方面に委譲すると、そういうふうにならば、すな、府県民税のほうが殖えるということになれば、委譲した分だけ結局市町村民税のほうが減らなければならぬ。こういうことは一応常識として考へられる。そこでその減り方とそれから殖え方のバランスですね、それから考へて見た場合に、実際どうなつておりますか。二十八年に比較して先ず市町村民税のほうは相当減つて来ることになつておりますか。府県民税のほう

は百六十九億が吸い上げて行くことになり、その実際の数字的な面はどうなつておりますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 私たちの財政計画を立てます場合の見込みにおきましても、府県民税に譲られた額だけは市町村民税が減つて参る。こういうような計算でお示しをいたして、このわけでありまして、実際の扱いにおきましても、府県民税と市町村民税とは従来通り一つの徴税令書で税額を示すことにいたしてあります。そうなりますと、府県民税ができた、若し仮に殖えたという感じを持つわけでありまして、やはりそれによつて増税をするわけにはいかん、のじやないかというふうに考へております。徴税令書一つにしまして、両方併せて記載して行くというふうな形式にいたして、お示しする。だからかなり御心配の点は抑制できるのではないかと考へられます。

○若木勝蔵君 私の聞いておるのとは、その実際の数字について聞いておるのとは、二十八年に比較してこの市町村民税は、何億くらゐ減額になるのか、どうかという問題。片一方はわかつておる。百六十九億増税される分が出ることになつてゐる。その点なんです。

○政府委員(奥野誠亮君) 市町村民税の二十八年度分と二十九年年度分とは、所得税額そのものが二十七年年度分所得に比べて、二十八年年度分所得の所について、額が殖えて参ります。それから、現行法で行きました場合には、二十億三千二百萬円の増であります。二十八年から二十九年にかけまして、ところが、改正後の分と二十八年度を比較した見ますと、八十一億七千萬

円減であります。だから九十二億円殖えますが、八十一億円だけ減つて参るわけでありまして、実質的には百七十一億減額という結果になるわけでありまして、どうなつて参るのか。

○若木勝蔵君 それでバランスがとれるというのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) そういうこととです。

○若木勝蔵君 それは、実際計画通りになるわけですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 従来の見込みの経過から行きますと、先ず大差はないだらうというふうに思つております。

○若木勝蔵君 そこで結局理論上から減つて行くところのものは八十一億、それは動かぬ。あと九十億といふのは自然増収かなんかで、その増収と根本において、やはり八十一億しか減らぬということになる。自然増収といふものは、当然に増えませんが、そういうことになりまして、その増収と、結局百六十九億増税されておつて、そして八十一億しか減らぬといふことになりまして、その差額だけが、私に増税されたものと原則的に考へなければならぬ、こう思ふ。そこが將來の私は問題になつて来る。あなたがたの考へ方としては、自然増などがあるから、実際においては減額にならないといふふうな、バランスがとれていふ、二十八年に考へられるかも知れませんが、原則の上から言へば、そういうことが成立つ。そうすると、これは何といたしまして、も將來一つの増税の要素を持つて来る。住民の負担がそれだけ殖えて来る、これは、動かせない事実であると私は考へま

す。その点如何ですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 今おつしやつておる問題は、府県民税を設ける問題から起る問題でなしに、国民所得が増大して来る。国民所得が増大して来たのだから、税率を下げたらどうか、という、こういうふうな御議論ではなく、さう考へるのではありません。府県民税を設けることによつて住民の負担が殖えないようにいたしたい。この点につきましては、すでに御承知のよう、最高限は、課税総所得の金額の一〇%であつたものが七・五%と、二・五%に振り分けまして、均等割の面におきまして、新たに府県民税に設けました分だけは、市町村民税を引下げる、というような措置をいたしておる。従来と全く同じように考へて頂ければよいと思ひます。ただ徴税令書の中に、今までは市町村民税の額しか書いてないものが、府県民税が殖え、市町村民税が殖え、という内訳が書かれるわけでありまして、納める場所も同じ所でありまして、納める時期も同じように納めて頂くというふうになつております。

○若木勝蔵君 そうすると、一つの徴税令書を以て二つのものが取られるわけですね。納める場合は、納める者の都合によつて、この市町村民税のほうを先に納めるとか、府県民税のほうを先に納めるとか、そういうふうな自由があるのかどうか、これはどういふふうになつておりますか。

○政府委員(奥野誠亮君) それは認めないといふことには、行きたいといふふうには考へております。

○若木勝蔵君 認めない。そうするとその次に伺いたいのは、まあ私なら私

題は別途の問題としてあるかと思ひますけれども、この制度改正については御心配になる点はないというように私たちが考へております。

○若木勝蔵君 その点は私は見解を異にして参ります。恐らくそういう事態が発生して来る。それが住民の負担に必ずついて来る。こういうことが私はこの問題について考へられる。その増税の問題はそれだけにいたしまして、次に徴税の方法ですね。具体的に言つたならば、私なら私が税金を納めるといふ場合において、実際の手續として徴税令書といふものはどういふ形に

来るのか。

○政府委員(奥野誠亮君) 納税者については従来と何ら変更はございませぬ。従来と全く同じように考へて頂ければよいと思ひます。ただ徴税令書の中に、今までは市町村民税の額しか書いてないものが、府県民税が殖え、市町村民税が殖え、という内訳が書かれるわけでありまして、納める場所も同じ所でありまして、納める時期も同じように納めて頂くというふうになつております。

○若木勝蔵君 そうすると、一つの徴税令書を以て二つのものが取られるわけですね。納める場合は、納める者の都合によつて、この市町村民税のほうを先に納めるとか、府県民税のほうを先に納めるとか、そういうふうな自由があるのかどうか、これはどういふふうになつておりますか。

○政府委員(奥野誠亮君) それは認めないといふことには、行きたいといふふうには考へております。

○若木勝蔵君 認めない。そうするとその次に伺いたいのは、まあ私なら私

がその徴税令書に従つてその通り納めた。それが今度は市町村と府県との間にどういふやり取りになるか、この具體的な点について……

○政府委員(奥野誠亮君) 府県民税と市町村民税との課税総額の割合はわかっているわけですが、この割合で毎月徴収されました総額を按分して県に払い込んで行くというふうに行きたい。個人々々について整理する必要はない、全体について一本にして整理して行けばよろしい、こういう考え方をいたしているわけですが。

○若木勝蔵君 まあ個人々々について仕分けはしないけれども、個人々々について計算して行つて、総額についてやるということになる、町村の徴税事務は非常に複雑になつて来る。手数がかかるといふことが考えられるが、非常に府県民税のために町村のいわゆる徴税事務の面からみましたならば、これは町村が莫大な犠牲を払わなければならぬ、こう考へるが、その点はどうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 現在は市町村民税だけを徴税令書を書けばよろしかつたわけですが、今度は府県民税の額も徴税令書に書かなければならぬ。これは新たに市町村に加わつた事務だと思ひます。又集められした金額を両者に按分して府県に払い込まなければならぬ。これも市町村に加わつた事務でございします。併しこれらの事務は特に複雑だといふほどの事務ではないかと思ふのであります。それ以外に全く従来と同じように、帳簿の関係も一つの帳簿をそのまま使つてもらへばよろしいのだといふ

ふうに考へているわけでありまして、従つて、市町村が当初予想しておつたような複雑なようなことを私たちは考へてゐるわけがございせんし、だん／＼わかつて来ると思ふのであります。若しだん／＼仮に複雑だと思はれるということがありましたならば、それを見出して、むしろ複雑でないようなやり方を工夫して行きたい、できる限り簡素にやれるようにこの制度を持つて行きたいといふふうに考へております。

○若木勝蔵君 それは誠に結構な考え方です、工夫するといふことは、併し事実の問題として、そういうことのために町村のいわゆる徴税事務に携わる人員を増加して行くといふ面があると思ひます。これはどうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 先に申し上げましたように、徴税令書を市町村民税だけ書けばよかつたものを、二つ書かなければならぬ、そういう点については事務は加はると考へております。併しながらこれは県民税を作ることによつて府県の行政に対する住民の関心を喚び起して行きたい、そういうふうなまあ民主政治の充実といひますか、そういうような政治的な意図を持つておりますので、或る程度の代償を払わざるを得ないと思ひます。併しその代償或いは徴税費の増加といふものは、極く小さいのじやないかといふふうに私どもは考へてゐるわけでありまして。

○若木勝蔵君 部長はなか／＼うまいことを考へ出している。民主主義にまつて持つて行つた。併し実際の事務に当る者から見れば、あなたの今のような考え方ではないと思ふ。又この面倒

くさいものをこれだけ加えて来る、この人員を増せ、当然そういうことが出て参ります。まあその程度にしておきますが、あなたのような考え方では皆さる税の事務のかたも当ればいいけれども、なか／＼それは行かない。今でも相当事務の負担が多いといふときに、更にそういうふうなものを附加されたといふことになる、公務員の気持も又変つて来る。これは人員を増してくれないければ困る、これは必ず上に向つて放たれる問題だと思ひます。まあその程度に……

○秋山長造君 今の問題なんです、この税務部長のおつしやるほどの機械的に税務事務が簡素化される、これは、私は案外期待できないのじやないかと思ふ。併しまあその点については、いろいろ、これはいづれ見通しの問題ですから、見解が分れることは止むを得ないと思ひます。併し具体的にこの道府県民税の賦課徴収事務を市町村にやらせることによつて浮く経費といふものと、それから以前のように道府県自身が賦課徴収事務をやる場合の経費といふものとどういふことになりましか。その点ちよつと具体的に知りたひ。

○政府委員(奥野誠亮君) 道府県がみづから府県民税を徴収するといひました場合には、根本にどんな形で徴収するかといふ問題があるものであります。国庫の所得税額といふものは給与等を支払ううちで全部徴収いたします。今道府県民税を起します場合に國のような行き方をとるか、市町村のような行き方をとるかといふことによつて非常に變つて来るわけでありまして。仮に市町村民税のようなやり方をすると

たしましても、市町村民税の場合には各市町村民税ごとに課税方針が違つております。又違へたはうが市町村民税の性格に合うんだらうと思ふのであります。そうしますと、いづれにしても今度設けられる府県民税につきましても、全く新しい課税形式をとらなければならぬと思ひます。そうしますと、徴税経費といふものは非常に大きな額になるんじやないだらうか、少くとも六、七割は越えるだらうと思ひます。半面市町村民税の額が減りましても、徴税費全体は余り減らないだらうと思ふのであります。市町村民税の額が減りましても、徴税額の実額といふものは余り減らないだらうと思ふのであります。そういうことを併せて考へて行きますと、別途の徴税方式をとりまする関係から起きます徴税費といふものは非常に大きいといふふうな結論的に言へるんじやないかと考へております。

○委員長(内村清次君) ちよつと連記をとめて。
〔連記中止〕
○委員長(内村清次君) 連記をとつて下さい。
それでは深川建設委員長から発言を求められておりますから、これを許します。

○委員外議員(深川タマエ君) 貴重な御時間を拝借いたしました、委員長として発言をさして頂きまして、委員長の結果決定いたしましたこととございします。只今この地方行政委員会御審議中の地方税のうちの不動産取得税の問題につきまして、丁度建設委員会と連

合審査のお許しを頂きたいといふこととございします。若し希望の日を申しして頂きますれば、丁度来月六日の日にもう一つ揮毫譲与税のことで連合審査の申入れをいたしてございしたのを御許し頂いてございします。それと御一緒にさして頂きますればなお結構だといふこととございします。何とぞよろしくお取計らい下さいませ。
○委員長(内村清次君) どうです、御意見を一つ。

○小林武治君 今のお話は、地方税に關する限りは六日に持ち越しといふことはもう我々のほうの話し合いではできない、こゝういふふうには思ひますが、委員長適當にお諮り願ひたいと思ひます。

○堀末治君 今の建設委員会のはうからお申出のことは、私は御尤ものことだと思ふので、丁承してこれは當然地方税のほうに入るべきものだ、かゝうに私は思つてゐる。丁度私どもの党内のほうの委員諸君からもそのお話があつて、是非地方税に入れてほしいといふこととございします。私どもはこれを修正の中に入れたほうが正しいと思つて、すでに修正の中にそれを入れようと思つてそれ／＼下相談いたしておるのでありますから、その点に關する限りは別に連合委員会の必要はない。私はかゝうに思ふのであります。

○委員長(内村清次君) 只今の深川委員長のお申込みは、先般委員長から報告いたしました住宅金融公庫法の問題です、この問題につきましても一応申込みをされてございまして、この委員会に諮つたわけとございしますが、その問題以外に不動産取得税の問題に關連

があるから合同審査してもらいたい、こういうお申込みのようでございますが、それでいいですか。そういうようなことが……。

○堀末治君 不動産取得税のはうに對しましては、すでにそういう御意見があつたから、それは御尤もなことだから修正の中に向うさんの御意思を入れようとは実はかように考へているわけですから、その点においては別に連合審査を持つほどのことはないじやないか。揮發油税のはうのことはいろいろ又関連も多いことだからその点は……。

○委員長（内村清次君） およつと深川委員長にお尋ねしますが、先般の当委員会に申込まれました住宅金融公庫法の改正でございますが、これに対する不勘取得と、こういうような問題に限定したものでございませうか。そのほかに関連する問題でございますか。

○委員外議員（深川タマ子君） ほかの問題でございます。

○秋山長造君　今の点は小林委員や棚委員のおつしやることもよくわかる。全くその通りで、こちらの委員会の日程ということもやはり考えなければならせんから、その点はよく皆さん相談をしてどうするかということを含めて頂かなければいけませんけれども、併しその前に今深川委員長のお話によりますと、この前私どもの頂いている修正案に関する申入という問題でなしに、その他の問題だということなんです、この前の修正の申入についてもただ我々この刷物を受取つただけで、別にこれについてどうという説明も何にも聞いていないし、それから又只今の御要求はこの申入書以外の線に亘つ

ているようですが、まあどつちになるにいたしまして一応簡単に、まあどういう点についてこの連合審査をしたいのだというその内容をちよつと承わつてから、どちらかにきめるということのはうが、やはり建設委員会に対するこちらの委員会としての礼儀じやないかというように私思うのですが。

○小林武治君 お話は今日お聞きする
ならいいが、ともかく我々のほうは我
私のほうのあれもあるし、もう少し早
くお申出願うと大分好都合だと思つた
ですが、余り差道つてのお話ですが、
その点はどうも私もよつと遺憾に思
つております。とにかく日も差道つて
いることでありますから、そのつもり
で一つ処理せられたい、こう思いま
す。

○委員長(内村清次君) 事は先般申込

んで頂きましたこの住宅金融公庫法の
一部改正に對しましてのあなたのほう
の委員会の申合せにつきましては、一
応委員長からも報告いたしております
たが、実はまだ委員長から発言を求め
るという要求もあつておりましたもの
で、それで当委員会の理事会におきま
しては、今日の午後には委員長からのこ
の問題に對する御発言を聞いて、そう
して各委員のかた々々の御意見も述べ
て頂く、又質疑も展開して頂く、とい
うことと、それから逆産委員会と先
般合同をやりまして、この電気税の間
題につきましての合同が打切られてお
りません、実は……。併しまゝ逆産委員
会のほうでも、その後委員会で申合せ
がありまして、合同審査を省略して委
員外の発言を要求されておりますから
して、先ほども海野先生が来て言われ
ましたけれども、これも又先生のほう

と一緒に午後の冒頭に委員外発言をしてもらつて、当委員会といたしましては十分お説を聞くという委員長としては心組みでおつたわけでございますが、只今委員長からのこれは新たな申込みと、合同審査はこういうようなことになつたわけでございます。

そこで、今秋山委員からも申されまし
たように、まあただ不動産取得税等の
点についての合同審査、これとあなた
のほうの建設委員会とどういう問題で
関連をいたしてあるか、勿論関連した
点がたくさんあるだろうと思います
が、主なる関連性、これを一つここで
言つて頂けますならば、非常に好都合
だと思います。

○委員外議員（深川タマエ君）

前にすでに六項目を基本法のほうの例置を申入れておきましたので、これを別にいたしまして、新しい申入れをした分なのでございますね。これはたまた古い家を買いますとき、及び土地を買いますときに、百万円までは古いのは免税にして頂きたいという申込みであつたと存じます。大体こういうことで委員会合同審査をして頂きたいといううようなことでございます。新しいのはこちらでなされるのですから。

○小林武治君　私は希望を申上げるわけでありますが、今のようなお話ですと、合同審査といううような形をとらんでも、建設委員のほうで委員外の発言で、この御説明を願つて質疑して頂ければ大体用は足りると思うのであります。ともかく我々の審議日程の都合もありますからして、それがまあ著るしく重要な問題であれば又格別であります。が、今の程度のお話であるならばそういうふうにして頂きたいと思ひます。

○島村軍次君　只今お話のように、委員長の御提案のように、今日午後建設委員会のはうの申入れを聞かれることになるのですから、それに併せて新しい申込みも御意見を願つて、そこで承つた結果、進行して行くという、従つてまあ審査の都合もありますか

ら、午後の発言の結果によつてということに、成るべくなら合同審査をやるということはこちらの審議の都合もあるのですから、そういうふうに建設委員会の方もお諮りを願えば結構だと思ひます。そういうことを希望します。(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長（内村清次君）　只今聞かれま

したような通りでございまして、委員長といしましてそのように希望いたしますが、審議のこともございまして、当委員会の午後、あなたのほうの委員会の理事会で御決定頂きます、委員外質問で済まされますならば、そのような取扱いをして午後に登言をして頂く、こういうふうにとお願いをしたいわけであります。

○堀末治君 成るべくならば、それに対してあなたの方で書類の一つお出しを願つて、それについて御説明願うと大変結構だと思ひます。

○委員外議員(深川タマ子君) かしこまりました。

○秋山長造君 先ほどの税務部長の御答弁で、道府県が自分で賦課徴収事務をやる場合の経費というものは、大抵棉収の六、七％ぐらいかかるというお話があつたのですが、で、今度の改正によつて市町村にやらせる場合に、どれくらいかかるかという点ですが、それは四十七条によりますと、ずつと項目が並べてあつて、それらの金額の

合計額を徴収取扱費として市町村に交付するということですから、結局この合計額というものが、市町村にやらずの場合の経費ということになるわけです。そうなるわけですね。でこの合計額というのは大体どのくらいになりますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 大体六、七%ぐらいだと考えております。

○秋山長造君　そういたしますと、税務の簡素化ということは、或いはこのことと自体はおつしやる通り期待できるかも知れませんが、少くとも経費の面の簡素化ということは期待できない。大体同じことだということになるのですね。

○政府委員(奥野誠亮君) 府県と市町

村を通じて考えました場合には、これによつて徴徴費が増大するということとは極く微々たるものじやなかろうかと、いうふうに考えております。

○秋山長造君　そういたしますと、やはり今度この賦課徴収事務を市町村にやらせるという目的は、経費の節約と、いうことではなくて、むしろそれ以外のも、例えば抽象的に職務行政について行くというようなところにむしろ重点があつて、具体的に経費の節約になるとかならんとかいうようなことではないわけですね。その点はどうなるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君)　道府県民税を新たに作るわけでありまするので、それだけその面における徴徴費が元率ならば殖えるわけであります。殖えるのを、市町村で従前のやり方で以てやつて頂くことによつて押えることができると。それによつて、そういう意味で

やはり徴税事務が簡単になるというこ
とは言えると思うのであります。将来
増大すべきものを府県民税で押える。
こういう形かも知れません。それから
もう一つは納税者の立場から考えまし
た場合に、府県民税と市町村民税とを
別途に扱って行かなければなりません
と、両方の徴税令書を別々に大切にし
まつておいて、或いは市町村の関係の
金融機関に納めに行く、或いは府県の
関係の金融機関に納めに行く、或いは
時期がそれ／＼違つて来るというのと、
大変繁雑になつて参るのじやないかと
思います。国民の立場から考えまして
も、同じような性質の税金は同じよう
に扱つたほうがいいのじやないかとい
うふうに考へているわけでありませう。

○秋山長造君　その点が、私もよくと
勘違ひしているのかどうかよくわかり
ませんのですが、取る側の問題として、
道府県が独自で取る場合に、徴税費が
六、七％くらいはかかるとおつしやる
のですね。それから市町村に代つてや
らせる場合にもやはり道府県で市町村
に徴税費として払うべきものはやはり
六、七％だと、こうおつしやつてゐる。
そうすると、別に独自で取つても市町
村にやらしても同じことだと思ふ。ち
つとも経費の節約にはならんし、むし
ろ今おつしやるように、或いは一枚の
徴税令書でやつたほうが便利であると
いう程度のことであつて、むしろ便利
がいいということは県のほうからは言
えるかも知れないけれども、市町村の
ほうから見れば、自分の懐にも入らん
ものを自分が代りに取るのだというの
は、面倒くさいという少くとも気分だ
けでもそういうふうになる。これを踏
に基本方針に謳つてまで市町村にやら

せなればならんというほどの意味はないと思う。又それからもう一つは、取られる側からの便利がいいとおつしやるけれども、これは相対的なものであるつて、そう絶対に便利がいいかどうかはわからない。むしろあとからお尋ねしたいと思つてゐるのですけれども、成るほど取る側から見れば、同一市町村内の均衡はこれでとれるということはわかりますけれどもね、市町村相互間の均衡というような点は大いにそこなわれて来ないかと限らない。そういうことから言いますと、成るほど取る側のはうは簡単かも知れないけれども、取られる側の負担の公平ということから考へると不均衡というように思う。もう一つさつて若木委員に御答弁になつた中で、結局道府県民税を設けるといふことは、道府県自治に対する住民の関心を喚び起すといふことも又一つの狙いになつてゐるといふこともおつしやるのですけれども、これも併し考えようだと思ふので、必ずしも税金をかけるということが道府県自治の関心を喚び起す有力な方法になるかどうかといふことなんです。仮に何としても独自で道府県が税金をかける場合には、成るほどこれは道府県というものが非常に住民の頭の中に浮き彫りして印象付けられる。ところが町村民税の令書の尻のほうへ附け足して県の令書が食つついて行くわけでしょう。そうすると考へようによつては、道府県なんか市町村の附け足しじゃないかという感じも与えるわけなんでね。ちつとも道府県自治ということを特に住民に印象付けるといふことになりやせん。附足しじゃないか、市町村の尻に食つついてゐるだけじゃないか、便乗して食つ

ついでにだけじやないかということ
で、却つて道府県を軽んずるような印
象を与えることも考えられるわけだ
とすると、一体時にこういうはつ
きりした理由があるからこうしたほう
がいいのだという、納得できるような
説明を聞かして下さい。どうもわか
らん。

○政府委員(奥野誠亮君) 第一に徴税費の問題につきましては、府県だけの立場から考えて参りますと、市町村に徴税の取扱費を交付するわけでありまして、県がやりましても市町村がやるにしましても、それほど大きな差はないだろうと思ひます。併しなごら市町村の場合を考へて参りますと、府県民税に譲つたからといって徴税費の総額というものは余り変りないので

あります。変りがないにかかわらず、府県から六、七%の財源をもらへるわけでありますから、市町村としては非常に助つて参るわけであります。私は徴税費の節約ということを、府県と市町村を通じて申上げておるわけでありまして、若し府県税が府県で別個に徴収するということになりますと、更に徴税費がそれだけ増加して来る、国民負担がそれに加わつて参る、こういうような形になるわけであります。

第二に、協力態勢の問題はこれだけじゃございませんで、或いは又税務行政の簡素化の問題もこれだけじゃございませんで、固定資産税、自転車税、荷車税、いろ／＼なところに打出しているつもりでございます。

第三に、府県民税が市町村相互間に均衡を欠くじやないかという御趣旨でございます。御説の通り若干市町村内においては均衡が保たれておりまして、市町村相互間においては均衡を全

くと思つてはおります。併しながらもともとその市町村に配賦されました額は、所得税額を課税標準として配賦されて参りますので、変るといたしましても市町村相互間においてそう大きな違いはない。まあ大体大同小異じゃないかというふうに思ふわけであります。ただ違いますのは、市町村民税と府県民税との割合が市町村を異にするることによつて大きく違いますが、又大きく違ふことによつて市町村の税務行政が合理化されるだろうということを期待しておるわけであります。御説を否定するわけじやございませんが、均衡が欠くという点は非常に小さいものじやないかというふうに私たちは考へてゐるわけであります。

第四に、自治の充実ということを非常に強調するけれども、逆に府県というものは輕視されるのではないかと、うような御心配でございます。併しこれは府県民税と市町村民税の徴税令書を一つにするということとは、府県民税を付け足しになるということと、じやございませんで、市町村民税に道府県民税が食つて行く徴税令書、こういうことになるわけでございます。そして府県民税が幾ら、市町村民税が幾らと

いうふうによつて参りたいのであります。背附加税制度をとつておりました場合にも、そういうようなやり方をする場合もあつたのでありますけれども、又昔の府県民税、市町村民税の間係におきましても、そういうやり方を

も、これによつて府県が輕視されるというような問題は起きないというふう
に思つてゐるわけであり、何と云
いまして、自治を進めて行く、或い

は自民が政治行動を自分たちでやつて行くのだという気持を持とうとします。場合には、自分たちが金を負担しているというところでなければ本心が入つて来ないわけでありますが、そういうようなことはいろ／＼な団体の例を見ましても、つまらんことを言うて恐縮でありますからやめますが、何と云いましても、基本的な問題はやはり自分たちが負担して、その金で仕事をやつて行くのだという形を現わして行くということが、住民たちによつて仕事を進めて行きます場合の基本的な態度でなければならぬということを感じておるわけであります。

○秋山長造君 成るほど御説明には
附加税とは書いてない、道府県税
はつきり書いてあるわけですから、こ
れが道府県の独立税であるという性格
をはつきりしているわけなんですけれ
ども、これは税を専門にやつておられ
る友人の人は、食つついていようと別
に一枚の紙になつていようと、そんな
ことにかまわずに、そういうような文
字をよく読んで、これはどうだこうだ
というところで御判断つくわけですね
併しやはり一般の住民というものはそ
んなことにはまだ頭を働かさないの
で、やはり町村が町村民税をとるついでに、
府県民税をとるのだという形になつて
来れば、附加税と書いてなくても附加
税と同じような考え方になつて来る。
附加税ということがそも／＼市町村の
ほうが主であつて、道府県のほうは附
け足したという、極端に言えばそうい
うことになるのではないか、私はその
ように考へるのです。

それから経費の問題ですが、昨日の
総務部長の御説明によりますと、余り

市町村へ余分な徴税費をやると無駄に使うから、とにかく最小限度ぎりぎり、道府県民税の徴収事務にかかった経費ぎりぎりのところだけ市町村にやるのだ、いわば実費弁償というふうな意味のことをおっしゃつておつたのですが、只今の御説明によりますと、必ずしもそうではなくて、道府県民税の徴収事務を市町村にやらせる代りに、むしろ市町村民税の徴税費までも道府県民税のほうで負担してやるのだ、だから経費は値えないし、むしろ市町村のほうに負担が軽くなるというふうなお話なんです、その点はどちらが本当なのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 私の昨日申し上げましたことについて少し誤解されているのじやないだろうかと思うのであります。別扱いにするというふうなことじやございまして、府県民税を市町村に徴税してもらつたから取扱費を交付する、その取扱費が何パーセントくらいになつてゐるだろうか、それは費用弁償するために交付される金額なんだから徴税費というものはその程度であつて然るべきなんだ、こういう感じを市町村全体が持つてゐると思うのであります。私たちは徴税費をできる限り少くして行きたいと考えてゐるものでありますから、余り高いところでもそのものをきめて行きますと、何も府県民税、市町村民税だけの問題に限らず、徴税費を更に合理化して行こうという気構えに對しまして悪い影響を与える。その程度でもまだ下げたいといふ努力をしななければならぬ、それだけではないのだといふ感じを与える、これを恐れるといふことを申上げたわけであ

ります。徴税費にその税度の割合がかつてもいいんだという、国のほうで第一そういうふうな取扱費の計算をして來てゐるじやないか、こういう誤解を与えることを恐れる、かように申上げてゐるわけでありまして。

○秋山長造君 この点は市町村民税と道府県民税とを別々にやつても、一緒にやつても余り徴税費が総体としては変りがない、むしろ一緒にやつたほうがいいといふことなんです、ところが市町村だけについて考えてみますと、市町村自身だつてそういう論法で行けば、別に市町村民税を取つても取らなくてもどうせほかに固定資産税とか自転車税とかいろいろな市町村税がある、だからそういうものと一体のものであるから、市町村民税を取つても取らなくても、特に取つたからそれだけ徴税費が殖えるとか、取らないからそれだけ徴税費が減るとか、そういうものじやないだろう。まあこれは程度のものであれども、そう截然と個々に區別はできない問題じやないかと思つたので、さつき最後に税務部長がおつしやつた市町村相互の不均衡というものはとるに足らないとお話なんですけれども、これは成るほど金額にしたら具体的に或いは非常に隔りのある場合もあるし、又おつしやる通

り大多數の場合には隔りも知れない。なるかとも知れませんが、これは金額の多少といふことよりも、建前としてやつたら道府県民税である以上は、少くともその道府県民税に対する負担ですから、それはもうびつしり均衡のとれたものでなければ、市町村ごとに多少程度はこれはあるかも知れませんけれども、同じ所得について道府県民税が高低ができるというふうなことになるならば、自治体としての道府県の一体性といふものはそういう面から案外損われる。だから片一方ではこの税を創設することによつて府県自治に対する住民の関心を高めるといふのが、實際にはそれによつて道府県民の道府県自治といふものに対する関心をむしろ損うと言いますかね、曲げると言いますか、そういう逆の結果が招来されるのではなからうかというふうなことも氣遣われるわけなんです、その点は如何ですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今の点でございまして、これは府県といふものの性格とも若干結びつけて考えられる点があると思つておつた。府県は御承知のごとく市町村を包括する、こういう自治法上の建前でありまして、そういう点から考えますと、この府県民税のようないくつかの性格として、従来普遍的な税種がなくて非常に工合が悪いと言つておつた、この新しい税種を新設しようという場合にはやはりそういう性格を若干考慮していいのじやないか、この点は昔の府県民税におきまして、或いは市町村民税におきまして、その中でかかる場合はやはり税額の具体的な決定は市町村がやつておつたわけでありまして、そういう点から考へてみますと、今回のやり方も市町村に配賦する場合は均衡のとれた形で配賦して、市町村が今度それをどういうふうにするかといふことは現に当該の市町村が市町村民税としてとつておつたその方式にそのまま乗つたつて取る。この府県民税だけを従来とつて

來た方式と別個の方式で取るというところになりまして、却つて今までと負担関係が非常に變つて來るわけございまして、今までとつて來た第一方式、或いは第二方式、第三方式、これにそのまま持つて行つて取るというところのほうにむしろ当該市町村の住民に關しては負担関係の激変も生じないのではないかといふふうな考えられるわけでありまして、やはり或る甲の市町村では所得割第一方式をとつておるといふような場合においては、所得税を納めていない者から取らないわけございまして、結局所得税を納めてゐる者に府県民税が皆かかつておるといふことになるので、所得税を納めない者が比較的軽い、所得税を納めておる者が重い、こういう建前をとつておるわけございまして、それでない所得割の第二方式の所では、これは広く所得税を納めていない者からも税を取つておる。そういう場合に逆に府県民税だからと言つて一律に一定の方式で取るということになりますと、やはり従来とそれは非常に違つて來るわけございまして、やはりそれらの市町村の村柄と言いますか、市柄に依つた従来の方式をそのままとるといふようにしたほうがいいのじやないか、或いは市町村としてそのほうが却つて實際に即する徴税の方式にならうと思つておつた。その点先ほど來御指摘のように、そうすると或る市町村と或る市町村とは同じ所得のものでも違ふといふことになるわけございまして、それはやはり府県の性格が、單に市町村のような基礎的な団体ではなくて包括的な、複合的な団体であるといふ点から考へて参りますな

らば、そういうこともあながち一概に否定してしまわないでもいいじやないか、そういうような税種が府県民税の中の一つぐらいあつても差支えないじやないかといふふうな考へるわけでありまして。

○秋山長造君 その今の、以前には各市町村で割當して課税しておつたといふことを言われるわけですが、そういうことを言われるのは道府県民税の割當課税ですね、いわば、割當課税といふものが正しいといふお考えなんです。例へば事業税なんかの問題でも国税の決定額を標準にするという場合、我々一番恐れるのはそれなんです。要するに税務署が、大蔵省自身は割當課税といふことではないといふことを言うのだけれども、實際には各税務署が税の割當課税といふことをやつてゐるのです。そのために非常に中小企業なんかは苦しめられてゐるのです、丁度それと同じようなことを道府県民税について自治庁が認められるのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 割當課税といふことをやるわけではないので、元來割當課税が非難されますのは、いわゆる腹だめで以て一定の額を割當するといふところに問題があると存するものであります。この道府県民税を市町村に配賦いたします場合には、所得税額に對する一定の割合、或いはその総額を以て割當するわけでありまして、各市町村を通じて一定の基準で配賦いたすわけございまして、そういう腰だめの割當は絶対ないわけでありまして、従つて市町村相互間において市町村の所得税額の総額が一千万円でもございませうならば、甲の市町村であつても乙の市町村であつても同額の道府県民

税額が割当てられるわけでありませう。

その間には何ら不均衡がない、割当てられた一千万円の所得税額を基準として定められたその道府県民税の所得割額というものを各市町村の中心でどういう式で取るかという場合には、これを今まで市町村民税の所得割として取つておつたものに比例して取る、こういうわけでございますから、そういういわゆる腰だめの要素は全然この段階にもないわけでありませう。

○秋山長造君 併し少くとも結果において今度のようなやり方をすれば、結局割当課税をしたと同じような結果が出て来る場合があると思ふのです。場合があるのやないか、そういう場合が、割合多いのやないかと思ふのです。市町村間のでこぼこというその隔りは、差は或いは税務部長の言うように極く僅少のものかも知れません。併しそれにしてもいづれにしても公平には行かない。やはり市町村による差が出て来ると思ふのです。それでこの長官の提案説明を讀んで見まして、そういう不均衡が出て来るということに認めておられるのです。ただ併しそういう不均衡は出るけれども、併しその半面から同一市町村内での均衡という点は保障される、そこで同一市町村の内部における負担の均衡が保障されたほうが市町村住民間の負担の均衡が保障されないというよりもよりよい方法をとるのだ、こういう考え方なんです。その点が只今も府県の性格といふことを自治庁がおつしやるのですけれども、成るほど府県といふものは市町村は包括する団体ですから、これはおつしやる通りなんです。併し住民の

ほうから考えれば、何も我々の生活が市町村内だけに限られたものではないので、ただたゞ／＼／＼な関係でどこかの市町村に從属しているということだけで、少くとも府県対一個人という関係で考えた場合には、我々は成るほどどこかの市町村の住民であるかも知れないけれども、同時にどこかの府県の住民でもあるわけなんです、その場合の府県の負担をどこかの町村から高いとか、どこかの町村にたゞ／＼住んでおるから安いとかいうような、この不均衡を肯定する理窟には私はならんじやないかと思ふのです。

○政府委員(鈴木俊一君) 先ほど来府県の性格のことに關連をして申し上げたわけでございますが、それは今御指摘のように勿論府県が直接住民に關する行政の面もあるわけでございますから、府県が直接個々の住民を対象にして例えば事業税を取るといふことは無論あつて差支えないし、そういうことが或いは本体といふふうな考え方に立つてもいいと思ふのでありますけれども、併し市町村の複合体であるという姿のこの府県の性格から考えて参りますれば、それは今申し上げましたような形の道府県民税というものがあつても一向おかしくないのではないかと、いふふうに思ふのであります。で、結局甲の市町村と乙の市町村との間で同じ所得のものであるのに税額が違ふというじやないかと、こういう点が御議論の点だと思ふのでありますけれども、併しそれは一つの御議論としては確かに議論と存じますが、今の性格から申しまして、一応市町村といふものの建前を考へて、その市町村の内部に

おいて今まで市町村民税で取つておつた或る部分のものが府県民税になるのでありますから、その部分が全然別個の課税方式になるということになりま

すという、やはりそれだけ負担も激変を生ずるわけであつて、やはりそういうようなことがないようにむしろしたほうがいいのではないかと、そのほうがやはり道府県民税と市町村民税を飽くまでも賦課徴収の方式の上において、負担の均衡の上においても一本の税として取るような形に立つております立て方からいたしまして、適當ではないかと思ふのであります。この同じ所得のものが甲の市町村と乙の市町村とで税金が違ふといふことは、要するに第一方式をとるか、第二方式をとるか、第三方式をとるかといふことの結果を要するものであつて、そういうことを今の市町村民税の課税方式として自主的に制定することを認めておられます以上は、そういうことが生じてもこれはいたし方ないと思ふのであります。道府県民税はただそれに乗つて行くだけであるといふふうな考へるのであります。

○委員(内村清次君) それでは第三款の法人等の道府県民税まで、質疑は終了したと認めてよろしうございませうか。

○秋山長造君 もうちよつと聞きたいことがあるから、今の点だけは保留として置きたい。

○委員(内村清次君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(内村清次君) 速記を始め

て。

それでは暫時休憩いたします。

午後零時四十分休憩

午後二時四十八分開会
○委員(内村清次君) それでは休憩前に引続き、地方行政委員会を開会いたします。地方税法の一部を改正する法律案を議題に供します。

委員の皆様にお諮りいたします。建設委員会の深川委員長及び通商産業委員会海野委員の委員外質問を許可してよろしうございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(内村清次君) それではそのように取計いたします。

それでは先ず建設委員長の深川委員長から。

○委員外議員(深川タマエ君) 毎度お邪魔をいたします。建設委員会を代表いたしましたして、申上げさせていただきます問題は二つでございます。

そのうちの第一は、貴委員会において御審議中の地方税法改正法案に關連いたしまして、去る二十日付貴委員長宛に書面を以ちまして、又その前にも口頭で御配慮方をお願い申上げましたことは皆様御承知のことと存じます。今回の地方税法の改正によりまして不動産取得税が設定されるにつきまして、これが非課税及び軽減に關する規定が、建設委員会に付託されております住宅金融公庫法改正案附則第六項にあつたのでございませう。建設委員会といたしましては、貴委員会の御決定に先行いたしますことを避ける趣旨から、同項を削除決定いたしました。併し同項の規定は住宅政策上、若しくは耐火建築促進上緊要なものでございませうので、これを地方税法中に取上げられる御措置方を御配慮願います次第で

ございませう。

同規定の内容を極く簡単に申し上げますと、第一は住宅金融公庫が業務上取得いたしました不動産につきましては不動産取得税を非課税とすること。

第二は、公庫融資による住宅貸付事業、住宅又は土地の譲渡事業が円滑に行われるよう公庫の貸付にかかる住宅又は土地については、不動産取得税の課税標準の算定において、公庫貸付決定の基礎となりました金額を取得価格から控除することでございます。

第三は、公庫の貸付を受けて防火建築帯に耐火建築をいたします場合には、課税標準の算定については建設大臣が別に定めております標準建築費によつて算定いたしました木造と耐火構造との差額の二分の一に相當する額を取得価格から控除することでございます。

なお、この場合耐火建築促進法による補助があります場合には、その補助額を控除することとなっておりますので、二重に控除されることがないよう規定されております。次に、今回更に申入れました事項は、別紙書面で御承知を願いますが、その趣旨を簡単に申上げますれば、

一、住宅の譲渡取得の場合における課税については、公営住宅等の分譲について軽減措置が行われましたが、その他の住宅についても課税標準から五十万円を控除して軽減することは庶民住宅の対策として、新たに住宅を建設する場合に対応して緊要なことと

ございませう。

二、土地につき住宅を取得した場合の課税につきましても、新たに住宅を建設する場合、即ち土地取得後一年以内に住宅を新築する場合と同様、住宅に

二

ついで五十万円、土地については六十万円を、控除軽減を図ること、前同様要なことでございます。大体以上のような趣旨でございますので、現下の住宅対策上これが実現に格段の御配慮をお願い申上げる次第でございます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長(内村清次君) それでは委員のおかたへ、御質疑を願います。お諮りいたしますことは、建設委員会の田中委員が見えておられまして、答弁その他につきましては田中委員から答弁されることになっておりますから、その点御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(内村清次君) 御異議ないと認めます。

○委員外議員(田中一君) ちよつと塚田さんに伺いたいのですが、一応その新築部分に対する免税措置は結構と思うのですけれども、少くともまあ五十万円程度までの古い住宅ですね、これに対する免税措置をどうしてお考えにならなかつたか、伺いたいのです。

○国務大臣(塚田十一郎君) これはいろいろ考え方がありだと思つておりますが、私も当初の考え方からすれば、この税を考えた考え方は、一方にこれを新しく課税することによつて、その財源で以て固定資産税をこれを減らして行くということ、而もこう

いうこの土地、家屋を賣うという状態のところには相当な担保力があるというのを脱税をしないという考え方、この免税の措置をしないという考え方で行つたのでありますけれども、まあいろいろ検討いたしまして、住宅が非常に不足しておるから、まあ

新しくできるものを、これも税によつて抑えてしまつては何もならないというところで、あれについては、新しいものだけにについては免税措置を考へるというふうな考え方、従つてもう一歩先になる只今御提案のような考え方というものは、一応考へてみましたけれども、まあそのところまではこの税で考へないで、最初の固定資産税と振替というものを考へれば、お買ひになるときに担保力のあるかたに負担額つて、先に固定資産税を減らすということのほうがむしろいいであらう、こういう考え方になつておるわけであり

ます。

○委員外議員(田中一君) 一体この限度といふまでも、五十万円以下程度の家屋の賣買といふものの税収は幾らぐらゐになるとお考えですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 五十万円以下であるとか上であるとかいふふうな区分はございせんが、調べてはおりますが、家屋の賣買によりまする固定資産税、不動産取得税の見込額は、賣買と建築と一緒にしまして三十二億五千万円程度であります。

○委員外議員(田中一君) 御承知のようにならぬもので、而も住宅と店舗を併用のものが多いから、そこで一応公営住宅に対する免税措置は衆議院で恐らくこれは修正して通つたわけだけれども、少くとも庶民住宅、とにかく五十万円以下のものは、私は実際の税収としては微々たるものだと思う。従つてこれはもう一遍私は本委員会の

良識に訴えて修正された場合、政府としてもそう痛痒は感じないと思つて、その点はどうか。

○国務大臣(塚田十一郎君) これは考へ方としてはいろいろあると思つて、ありませうけれども、私どもの気持とすれば、一つはこういうものの価格、土地の価格が非常に高騰して参りますのは、現実に必要な人たちが買ひ出すというこのほかに、そういう上をこを指してやる者もあるということ、これはやはり抑えたほうがいいという氣持を持つてやつたわけであり

ます。御修正になつておるお考え方からでも、自己の居住の用に供するといふ点は制限をされておるわけで、相当範囲は狭められておるわけでありませうけれども、考へ方としては先に申上げたように、私もそのような考へ方もあり得ると思ひますけれども、こういう形のものについては是非そのまゝでおきたいという感じを強く持つておるものでありまして、恐らく税務部長も申しました総収税の中に相当大きな割合を占めておるもの、占めておるのじやないかと考へられるわけであり

ます。

○委員外議員(田中一君) 今の細かい数字がないからとおつしやるから、私もつきり強い質問もできませんけれども、考へ方としておおむね五十万円以下のもは、長い間おれの家賃を払つて借りておつた、併しどうしても貸してくれない、それじや月賦なり何なりで、或いは安い値段で買おうじやないかというものが多しと思ふ。新しく古家を買つて云々というより新築したほうがいいが、そうはしないと思ふ。恐らく住みついておつて、引越したく

ても引越し切れないから、家主のほうもお前買つてくれということになるのじやないかと思ふ。公営住宅は御承知のように四年たちますと、管理者がそれを賣買できるようになつております。それと同じケースが多いと思ふ。こういうような場合はどれくらい額の差を見ているか、私は大して違ひはないと思ふ。若しも衆議院が公営住宅の分譲に對して免税措置をとつたといふのと同じケースで、参議院において、五十万円以下の古家に対する譲渡といふものに對しては同じような措置をとつて頂きたいのであります。私はもうこれで結構ですが、ただ当委員会のかたへに申上げたのですが、今奥野部長から細かい数字をお出しになるので、公営住宅の譲渡といふものは法律で確かに四条件と思ひましたが、四年を経過してから分譲できるのです。この微税の見込みがどのくらいであつたか、そして公営住宅の年限が来て分譲できる部分がどのくらいであるかといふことの税収と、それからこうした五十万円以下の古家の賣買に對する税収の見込みがどれくらいであつたか、こういう資料を一つ当委員会にお出し願つて、それによつて当委員会の皆さんがたの審議をお願いしたい、こう考へております。

○委員外議員(海野三郎君) この地方税法につきましては、この前塚田長官にお伺ひしたのが半分になつて、丁度本會議が始まりましたからやめてしまつたのであります。この税法を見ますと、いふと、実に微に入り細に亘つて設けられておりますが、この地方税法に入る問題ではなくて、関税の面で大

穴がある。その大きな穴とはこの前申上げた原油の関税であります。一割の関税を課するといふ法律になつておるにもかかわらず、一年々延期してその関税を免除しておる。その額たるや二十八年度においては約六十億の税金がかかられずに行つてゐる。それとこの地方税法を見ますと、随分やかましく述べられておる、随分

が、あなたは閣僚の一人として片手落になつておるこの地方税法で関税の問題を如何しようとお考えになつておる、それを私は長官にお伺ひしたいのであります。

○国務大臣(塚田十一郎君) これは先般もちよつとお答え申上げたように、自分の所管の仕事でありませぬので、どういふ理由であらう措置が例年繰返されて行われておるが、私も責任を持つたお答えはできませんのであります。ただ大蔵當局におきましては、恐らくそれは尤もな理由によつてそういう措置をしておられると思つております。ただあなたの趣旨は、ああいうものをあつたままに放つておいて、取れば取れる収入を上げないで、こういうところで税収を上げないことは片手落じやないかといふお尋ねのように承

わります。結局おのづから収入する主体の違いがあるものでありまして、地方税は自治団体の収入、関税は國の収入といふことになつておるもので、相互の間には直接の關係はないと考へるわけでありませう。従つて問題は原油の関税に對するのあはれい措置をすることが適當でなければ、それはそれとして正す、それは別個にして、自治団体の立場、自治団体の住民の立場、そういうものを総合勘案して考へ

るべきではないか、こういうふうにか
えておるわけでありませう。

○委員外議員(海野三朗君) 今のお話
は御尤のように思いますが、あなた
は関係の一人として、国全体を
見なければならぬやないか、そこを
私は申上げたのです。関係の一人と
して考えるときに、私の担当部分が
あるからとおっしゃるけれども、そ
れはそれでありませうけれども、開
議に列席しておられるあなたが、そ
ういふことを見落していらつしやると
ころに私は何となく納得がいかな
いものがあるのです。この原油の一割
というものは、例えば農林のほうに
ましても、或いは造船のほうにしま
しても、この油が高いと困る、一割の関
税を課けると困るから、安くするため
に關稅を課けないのだという表面上の
理由でありますけれども、例えば魚を
とる場合に、油がどれだけ消費され
て、どれだけ魚の収獲があるかと申
上げますと、その収獲から見れば、消
費する油量というものは実に微々たる
ものであります。その微々たるものに
一割の關稅を課けないということは、
よく内容に入つて考えてみると、
納得がいかなう。二十六年から今年
一年、今年一年というので、この自由
党内閣になつて来てから一年々々延
期している。一年々々延期しておる
のであるならば、むしろその法律をや
めた方がいいやないかと私は考える
ところが大蔵委員会においては、まだ
二十九年度もこれを關稅免除なん
です。ところが二十八年度末におきま
しては、実に百五十億という關稅を免
除してある。その免稅された会社、い
わゆる輸入しておる会社を調べて見

すると、いずれも二十億、二十二億と
いう大会社、資本金をたくさん持つて
いる大会社なんです。そういう会社が
約五、六カ所の会社で以て輸入してい
る。そこで私も納得行かないとい
うところは、そういうところに大きな
穴をあけておいて、そうして地方税に
對して税金をやかましく取り立ててお
るわけでありませう、そういう点を考
えると、私も納得が行かない。そ
うであるが、關係の一人としてそう
いふことがお氣付きになつてゐるのか、
ただこの方面の長官であられるから、
このほうさへ私はやつて行けばよいの
だとおっしゃるけれども、それはそう
でありませう、担当の部門として
は……併しながら關係の一人として
はそれではいけないのじやないか。そ
れであなたの御信念を私は承りたい
と思ふ。今後これに對するあなたの御
所見、御信念のほどを承りたい。

○國務大臣(塚田十一郎君) 勿論關係
の一人として國の政治全般、從つて私
の所管以外の事務についても十分注意
を払うべきであります、ただ私の記
憶にありませうところは、こういうこ
とが關稅ではつきりした形で議題にな
つたという記憶がありませんので、今
まで十分承知しておらなかつたのであ
ります、なほ御意見はよく頭に置き
まして、今後こういう問題が問題にな
りました場合に十分善処いたしたいと
考えます。

て呼んでいろ、調べたのであります
が、この下請工場、いわゆる美に危殆
に瀕している下請工場が約二百ほどご
ざいます。この工場に對しまして、事
業税とかそういう方面の税金に對して
は、政府はどういうお考えでいらつし
やいますか。これはまあざざざに課
税すれば皆つぶれてしまふ中小企業
の工場がたくさんございます、そう
いうものに対して税金の取立てに對し
てはどういうふうにお考えになつてお
りますか。

○國務大臣(塚田十一郎君) 先般ちよ
つとお答え申上げたのでありますけれ
ども、今別に或る会社がつぶれそうに
なつておるから、その下請について
どういふ工合にするかという、抽
象的なものの方では原則的には何も
いたしておりません。併し現実に問題
が起きましたときに、それ、課税
を持つておられます府県なり市町村が適
切な処置をいたすのでありませうし、
又そういう措置が自治庁として、私
どもが十分関心を持つて指図をして善
処してもらうというやうな事態が起き
ますならば、そのやうな措置をしたい
と申上げます。ただ一般論
に申上げますならば、先般もちよつと
申上げましたやうに、要するに、過去の
業績について課税のすべき事態が發生
をしておるといふことであれば、それ
に對して課税権が發生し、從つて、そ
の税をそれ、の自治団体が取立てる
といふことは、これは當然の成行きな
んであります、たださうはいいつ
ても、實際には取れないといふ現実の状
態であれば、今申上げたやうに個々の
具体的な事案といふことで、それ、
の自治団体が善処するであらうと考

ますし、又その方向に向つて指導して
参りたいと考えるわけでありませう。

○委員外議員(海野三朗君) 次に電氣
の税金のことについてお伺いいたした
のであります、大口の電氣量を使
つておると、小口、つまり我々
の家で電燈を使つておる、そういう方
面の税金の課税方については、どうい
う基準を以てこの税金をお定めにな
つておられますか、部長にお伺いたしま
す。

○政府委員(奥野誠亮君) 御質問は電
氣ガス税の問題ではなからうかと思
います。電氣ガス税につきましては、消
費税の本質に従ひまして、支払うべ
き料金額を課税標準にいたしておりま
す。

○委員外議員(海野三朗君) 將來この
電氣についての税金は免稅するように
持つて行かれるお考えがありますかど
うか。

○政府委員(奥野誠亮君) 現在電氣ガ
ス税の中で、電氣の消費分のうち三
一%くらいは非課税になつておりま
す。要するに原料課税はしないとい
うやうな考え方に立つております。今
回の改正によりまして三%内外非課税分
が殖えております。從つて二十四、
五%くらいは課税されません。財政の
状況が許しますならば更に工業課税的
な部分はなるとかやめて行つて、純消
費的なものに持つて行きたいといふ考
え方に立つております。

○委員外議員(海野三朗君) ここで私
は納得が行かないのは、この税金が消
費税とおっしゃるけれども、大衆につ
まり税金を課けて行くといふその方面
にこう力を入れておられるやうに見
えるのであります、一般大衆のこ
ろ税金を課けて、そうしてつまり大口
のほうには税金が非常に輕いように考
えられるやうな、そういうことはあり
ませうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 大口とお
っしゃるやうなことがよくわからないの
であります、工場で使つてゐる大口
という意味でございますと、大体工業
原料的な要素になつております電氣に
對しましては電氣ガス税を課さないとい
う方針で、非課税の規定が地方税法
の中に入つてゐるわけでありませう。又
大衆とおっしゃいますことが非常に数
が多い、納税者の数が多いとおっしゃ
ればその通りであります。併しながら
いわゆる大衆課税で所得の少い人に対
して却つて苛酷なる負担になつておる
といふことでございますならば、私
たちは電氣の消費量といふのは大体仕事
に比例をいたしてきめる、所得の少
い人たちは使用する電氣が非常に少
い、所得の多くなるほど電氣の使用量
が非常に多くなつて行くんだから、消
費税としてはむしろ電氣ガス税とい
うやうな適當なものだといふやうな考
え方を持つてゐるわけでありませう。

○委員外議員(海野三朗君) どう
も……じや次のほうに参ります。自
動車のこの税金ですね。自動車、三輪
車、そういうものの税率はどういう基
準からしてお定めになつたのでありま
すか。自動車それから三輪車、それか
らトラクタ、そういうものに対しての
この税率は何を基準にしてお定めにな
つたのであります。そのいふやうな基
本と申しますか、フアンダメンタル・
フオーミュラを一つ承りたい。こ
の辺でよろうといふやうな至つて漠
然たる定め方のやうに私は考えられ

る。例えば現行は一万四千円をやつが今度は年額一万八千円にした、三万円のやつを一方は六万円、一方は三万六千円にしたとか、こうずつと拝見いたしますと、軽自動車のところまでこの率がいへる／＼に変わっているんですが、その変り方は何を基準にしてこれをお定めになつたのでございませうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 自動車税につきましては、固定資産税の關係もございまして、自動車の価格に固定資産税の課税をすればどれだけの税額になるだろうか、これが基本的な態度であります。これに對しまして道路の損傷、それから第二には奢侈修費、第三には揮発油の負担との關係、この三つを織込みまして現在の税額をきめておるわけでございます。

○委員外議員(海野三朗君) そうしますと、その營業用、それから自家用、こういうふうなのはやはり同一の考えからお定めになつたものですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 奢侈修費を加えるというふうな意味から自家用の乗用車につきましては、高い税率をかけておるわけでありまして。

○委員外議員(海野三朗君) 今その三つを基準とお考えでありましたが、それをただ勘案してこの数字をお出しになつたわけではございませうか。

○政府委員(奥野誠亮君) その通りであります。

○委員外議員(海野三朗君) それでは至つて漠然としていて、私はどういふフアンダメンタル・フォーミエーションを以ておやりになるかということをお願いいたします。三つ勘案してきめたとおつしやることは、三つを考へて大体これぐらい

の数字でいいじゃないかというお考えなんです。計算でお出しになつたの

○政府委員(奥野誠亮君) 自動車税は長い沿革を持つておるわけでございます。それ／＼の考え方から税率がきまつておつたのでありますが、今回五割程度増税を図るという機会に、今申上げましたような考え方をいれまして税率を決定いたしました關係から、上り方が区々になつておるといふことになつておるわけでありまして、御指摘になりました乗用車の面につきましては、自家用は營業用の二倍にする、こういう考え方をもち込んでおります。又揮発油を使う車と揮発油以外の燃料を使います車との關係におきましては、政府原案では七割程度の負担を余計してもら

う、衆議院の修正案では五割程度余計負担をしてもらう、こういうふうな考え方が入つておるわけでありまして。なお三輪車のような場合には零細な中小企業者の使用しております場合が多いものでありますから、固定資産税的な金額よりも若干小さいところで考へて行きたいというふうな気持ちが働いておるわけでありまして。

○小林武治君 議事進行について。今私もまだ各条のその辺まで入つておらんが、委員外の質問はそういうふうな優先的におやりになるのかどうか委員長から伺つておきたいと思ひます。

○委員長(内村清次君) この点は、この前回は通商産業委員会との合同審査がなされておりました、通商産業委員のかた／＼はそのとき四名の発言通告がございましたが、海野議員が二番目でしたか三番目かで、御発言中に本会

議に行つた。こういう経緯もありまして、そのときの合同審査の質問内容の点につきましては、大体まあ通産關係で取扱つておられることと関連した地方税法から言いますと、一般税法の各種に亘つた通商産業委員会との質問が展開されておつたようでございます。順序等は明確になつておらなかつたようでございます。そういう關係で委員長はまあ通商産業と関連のあるような問題については当委員会の審議状態とは合わないけれども、発言を許しておつたというふうな事情でございます。

○小林武治君 わかりましたが、とにかく一つ甚だ失礼な申しようですが、どうぞ一つ……。

○委員外議員(海野三朗君) 今の三輪車の小型の場合、前売を営んでおるもの二千八百円が四千二百円、それから現行千四百円が二千五百円というこの率をきめなされることは、私はもう少しこれは将来研究して行かねければならぬのじやないかと、私はこういうふうな考へるから今の質問をいたしましたわけでありまして。

で、私はもう一つ次のことをお伺ひたいしたのであります。この事業税、今民間の会社で少しでも儲けが上るといふと、ことごとく税金に持つて行かれるから殆んどその仕事の伸張と言ひますか、それができ得ないといふところの声を非常に聞くのであります。この事業税についてはそういう方面は産業の発展と脱み合せてどういふふうにお考へになつておるのでありますか、そこを私は伺ひたい。

○政府委員(奥野誠亮君) 所得を課税標準にしますような税額が多過ぎま

す、企業の発展意欲と言ひますか、そういうものを阻害するだらうというふうな私たちも考へております。そういう意味におきましては、事業税などは成るだけ外形課税の方向をとつて行く。従いまして、又現行法では本年度から附加価値税を実施することになつておるのでありますけれども、この附加価値税につきましても、この附加価値税につきましても、止むを得ず従来の事業税をそのまま踏襲することにしております。併しながら中小企業の負担等を考へまして、個人事業税の税率は従来の一・二％が八％に大巾に軽減いたしますと同時に、基礎控除額を若干引上げるというふうな方法をとつておるわけでありまして。法人事業税につきましても若干軽減措置をとつております。

○委員外議員(海野三朗君) 終りました。

○委員長(内村清次君) それでは委員外発言はこれで終了いたしましたから各委員の御質疑を……。

○秋山長造君 午前中市町村相互間における道府県民税の不均衡という問題についてお尋ねしておつたのですが、どうも午前中の次長なり税務部長の御答弁では納得しかねるのであります。が、更に然らば同一市町村の内部においては本当におつしやる通りに負担は均衡化されるかどうかということになりますと、これについても多少の疑問がある。と申しますのは、合併町村です、合併町村においてはあの町村合併促進法の特例によつて同一町村内で負担の不均衡がある場合が考へられる。その場合には結局道府県民税もそれに並行してやつぱり不均衡になる場合がある。そういう場合を考へられておるのかどうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 秋山さんのお考へになつております本筋は、私たちがその通りだと思つておるのであります。道府県民税を作る以上は純然たる独立税にしたほうがその本質に合ふのじやないか。全くその通りなんです。ただ徴税の節減を図らなければならぬ、国民といたしましても、あちらからもこちらからも納税の手続を求められるというところは煩瑣に堪へません。そういうふうな結果、やはり政府案にいたしてあります。併し併し結論に達しておるわけでありまして、合併いたしました場合に不均一課税の方式をとりました場合には、不均一課税の方式をとります結果おのずから負担が地域的に違つて参ります。これは併し不均一にするという

ことは一つの意味があるものであります。市町村民税だけにどめたほうがいいのじやないかという考へ方もあると思ひますけれども、府県民税というものを市町村住民が全体として分担して行くのだ、こういう考へ方をとりましますから、市町村民税について不均一にされたそのまゝの仕方では府県民税も不均一にされて行く、それでやはり一つの意義があるのじやないか。こういうふうな考へ方を持つておるわけでありまして。

○秋山長造君 その点が、おつしやることがよくわからないので、やつぱりこの場合は飽くまで府県の住民として当然負担しなければならぬものを課けて行くという建前で行つておるわけ

です。すからね。その場合にたゞ／＼住んでゐる町村によつて、同じ府県民税でありますが、その負担が違つて来るとか、或いは同一の町村に住んでおつても、たゞ／＼住んでゐるその部落なり何なりによつて又更に府県民税の負担が異つて来るといふやうなことになる。すると、一体府県民税というものは、一つの独立税として認められるが、つちりした性質のものかどうかといふことが甚だ疑わしくなるのじやないかと思ふのです。やつぱり今朝ほどおつしやるように、府県自治といふことを主眼に置いて、そしてそのための負担分担といふことであつた以上は、やつぱりその府県民税であるからには、その負担は少くとも同一府県民である限りはこうでなければいかん、それで均衡が保たなければならないといふことが私はやつぱり本當の筋じやないかと思ふのです。それは又或いは町村税ならば、町村民税その他の町村税ならば、それは住んでゐる町村によつて若干でござんが、あつたり、同じ名前の税金でも隔りができて来ることは、これは止むを得ないと思ふますが、少くとも同じ府県に所屬する府県民が、たゞ、たゞ／＼住んでゐる場所が甲の地であり、乙の町であることによつて負担が相違して来るといふことは、どうもこれは額の大小でなしに、理論として私は筋が通らん理論じやないかと思ふのです。

題、納税者の手続の問題という、そういうことを総合的に判断した結果かういふふうに書いたわけでありまして、から、従いまして、従来の独立税といふ考え方で御議論なさつて行きますと、おつしやる通り／＼違つて行きますと、考へて、やはりかういふやうに個々の納税者に対しては府県の経費を分担してもらうのだ、負担分任の精神といふものを強調して参りたい。併し又それを強調する余り、従来の方式通りの独立税の形式を持つて行きました場合に、いろ／＼不都合が出て参りますので、多少根本の点に亘らない程度のものであれば、従来の方式の独立税の姿であつた場合に達せられる目的が多少ゆがめられても止むを得ないじやないか、かういふやうな考え方を持つてゐるわけでありまして。言い換へれば、市町村には府県からの経費を分賦するといふやうな形になつておられます。市町村全体に配賦するといふ形になつておられます。市町村から個々の納税義務者に対しては完全な独立税のやうな形式になつておられます。そこに御指摘になりますやうな／＼な問題が出て参るわけでありまして。併しそれが府県民税を設ける趣旨といふものを根本的に破壊する程度のものだとは考へていないわけなのであります。総合的に判断をして、むしろ市町村民税を減免する場合に、同じ割合で府県民税も減免される。府県民税を減免するのは、府県住民全体の、府県議会の議決がなければならぬ。それを市町村の議会の議決でやるのはけしからぬじやないか、これも今申しましたやうな意味合いから、当然市町村民税に右へな

らえをするやうな形で府県民税を減免したいといふやうな考え方をしているわけでありまして。

○秋山長造君 これは併し従来の独立税の觀念では困るのでなければ、やつぱり併し独立の税金である以上は、何よりもかによりもその税自体が首尾一貫した姿を先ず整えるといふことが私は先ず第一だと思ひます。その上で今おつしやるやうなことも加味する余地があれば加味することも或いは必要な場合もあるかと思ひますけれども、一つの税金が、たゞ／＼住んでゐる場所によつて違つていゝといふやうなことを初めから法律で予想することは、どうも筋が通らんやうに思ふのです。

るわけなのであります。

○秋山長造君 そういたしますと、やつぱり最初おつしやつたやうに、この府県自治といふ建前からこの府県民税を設けるという趣旨とは多少矛盾してゐるのではないかと申すので、やつぱりその実際の府県民税の扱いといふものは、飽くまで市町村民税に附随しての府県民税であるといふ扱いになつて来ると申す。考え方もそうなつて来ると申すのです。そういういたしますと、それでなくともこの知事官選だとか何とかいふやうなことで、府県の自治体としての性格といふものがぼかされやすいやうな現在の情勢だ。その情勢の中で、あえてこの際特に府県民税を独立税として設けるといふことは、ややもすればぼかされんとする府県の自治体としての性格をこの場合再認識すると言ひますか、そういう強い狙いだと思ふのですけれども、にもかかわらずその実際の税の扱いといふものは、市町村民税の附け足しのような扱いになつて来るといふことになる、その間にどうも狙いと言ひますか、建前といふものと、それから実際の賦課徴収事務の扱いといふものとの間に種々の矛盾を来たすのではないかと申すことを疑わざるを得ないわけですね。しつこいようですけれども、もう少し長くよくわかるやうに説明して頂きたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 先ほど私が府県から市町村へは総額を配賦するのだといふことを申し上げました。市町村から個々の納税義務者に対しては、府県の独立税として課税をして行くわけでありまして。この段階に我々は非常な意義を認めてゐるわけなのであります。又府県と市町村との関係におきましては、総額を配賦するやうな形をとることによつて、できる限りこの税務行政を簡素にしたいといふやうな一つの新しい工夫といふものをここに加へてゐるつもりなんです。問題は所得に対する課税は、成るだけ国税、府県税、市町村税は完全なる税源分離が行われる独立税の形式のほうがよろしいと思ふのでありますけれども、やはり税源の基本は所得でございまして。従いまして、成るだけ広く税金を負担するといふ形になつて参りますと、どうしてもこの所得という税源だけは共通に持たざるを得ないのじやないか、国税が所得税を課する、市町村が市町村民税を課する。現在の府県におきましては、住民の三、四割しか負担いたしてありません。ここに府県の行政を民主的に進めようといひましたけれども、致命的な欠陥があるのじやないか。かように私も考へてゐるわけでありまして。広く税金を負担するやうにいたしますと、どうしても所得に税源を求めざるを得ないのであります。所得に税源を求めます場合に、所得税は御承知のように給与でございまして、支払地で課税しておられます。この方式をとつて参りますと、言い換へますれば所得税の附加税の方式をとつて参りました場合には、まず／＼収入が片寄つてしまふわけでありまして。それでは自分が独立して課税をして行くといふことになりまして、非常な徴税費を要します。税務の事務所も強化して行かなければならぬわけでありまして、これは現在の国民の要請してゐる、できる限り徴税費を少くして参るといふ大方針には反

すると思ふのであります。その結果、所得を税源にする税金が市町村民税としてございまして、これに乗つて行きたい。だから徴税費を節約するならば国税の所得税に乗つて行くか、或いは市町村税の市町村民税に乗つて行くか、どちらかによらざるを得ないと思ふのであります。国税の所得税に乗つて行きました場合には非常に偏在してしまふ、それよりは市町村税の市町村民税に乗つて行つたほうがよからう、こういう考え方をとつたわけなんです。その結果御指摘になるような点が起つて来ておりますけれども、これは併し道府県民税としての絶対に否めない程度の欠陥ではないんじゃないか、而も又このような形をとつて、道府県民全体に経費を負担しているんだという気持ちを積付けて行くことができるんじゃないか、かように考えておるわけでありま

うお尋ねでございますが、これは全然そういうような關係を考えて立案をいたしましたものではございません。かねてこの道府県民税の創設というものは地方制度調査会以来強く要望されておつたところでありまして、府県の今の財源でありますところの事業税、或いは遊興飲食税、或いは入場税というものは都市にいづれも、いづれもこれは都市にいづれも、然るにもかかわらず、都道府県の性格が、やはり財源を都市、農村間に調整的に配分をいたして都道府県行政全体の水準を高めるといふのが使命でございますから、さような使命があるのにもかかわらず、その使命を充たすための財源というものは、さような都市に主としてあるところの財源に求めなければならぬといふところに非常に都道府県行政の従来

の苦衷があつたわけでありまして、その点から何らか普遍的な道府県民に關係のある税種をとるべきであるといふ意見が強くあつたわけでありまして、たばこ消費税もその一つではあります。道府県民税は最もその要に合うわけでありまして、その結果約二千万円近くのものが道府県の行政を直接負担するといふ姿が現れるわけでありまして、これは道府県自治という建前から申しますと、やはり一歩を進めるものであると私も考へるのであります。

制度を前提といたしまして立案をいたしましたわけでございますが、同時に政府といたしましては地方制度調査会の先般の答申がありまして、地方自治法を中心とする地方行政制度についても改革をする、こういうことで今鋭意案を進めているわけでございますが、併し道府県民税はそういうような地方制度調査会において地方行政の制度について検討を加へ、そうして改革案といふものを答申しているわけでございますが、そういうような答申の下における地方制度の下におきまして、道府県民税といふものはそれと両立して存し得る改革案として答申されているわけでございます。現行制度においては勿論でございますが、仮に今考へておられますような地方制度改革案が通りました場合におきましても、この税の創設といふことは矛盾するものではない。調査会の答申においてはさういふ点も含めて並行的に、総合的に答申されたものと私も考へているのであります。

自身にしても、府県知事の公選といふことを再三言つて来られたようなくらくらでありまして、その点は御否定にあらんとおぼしめます。そうなりますと、これは何回も繰返すけれども、この際務務部長の説明によりますと、府県自治を振興し、又この府県民自治の觀念を大いに高めるために、府県民税を創設するんだという、少くとも今の現行法の下で議論をしておるから、それでいいんじゃないかといふことも成り立ちますけれども、併し少くとも現在この現行法で議論をしてゐるんだといふ案といふことも、遅れ／＼になつてい

〇秋山長造君 その点は私も納得できないんですけれども、併しこれは水掛論になるかも知れませんが、その程度でやめておきますが、結論的に率直にお尋ねするんですけれども、結局今度の道府県民税の創設という問題は、直接には警察制度の改正という問題と裏腹をなして考へられたことじゃないか。つまり警察が府県に移るために、そのまあ費用の引当として府県民税を設けられたということがある／＼この問題の起る直接の動機じゃないかつかつかといふように考へるんですが、如何ですか。

〇政府委員(鈴木俊一君) 道府県民税の創設が警察制度の政府の改正案と何か関連を持つてゐるのではないかとい

〇秋山長造君 そういたしますと、この道府県民税の創設といふことは、飽くまで道府県の完全自治体としての性格を確立した上で考へられておるといふことには間違いないわけですか。

〇政府委員(鈴木俊一君) 只今の地方

〇秋山長造君 この点は私は非常に重要な点だと思ふんですが、あの地方制度調査会の答申によりまして、府県の性格といふものが現在の制度よりはかなり違つた方向を、少くともその萌芽を示しているといふことは間違いない。而もそれがいわば昔の官治行政時代への逆戻りのきつかけになるという虞れが多分にある。ところが更にその後あの答申が出てから今日までのいろいろな政府筋の動きを見ておられますと、明らかにこれ再び府県の自治体としての性格を否定する、そうして昔の國の出先という方向へ持つて行かれる虞れが大いにあるわけで、現に長官御

〇秋山長造君 だから長官のおつしやるように、今我々に提出されておるこの府県民税の創設という問題は、飽くまで府県を完全自治体として認めておるところの現在の制度の下という前提の下にこれは出しているといふことですね。その点ははつきりしたわけなんです。それははつきりしたのですからいいのですけれども、併し我々がこの税法の問題を審議する場合にただ目前目下の、今今日の状態をただ論議するだけでは十分でないと思ふ。やはり

〇秋山長造君 だから長官のおつしやるように、今我々に提出されておるこの府県民税の創設という問題は、飽くまで府県を完全自治体として認めておるところの現在の制度の下という前提の下にこれは出しているといふことですね。その点ははつきりしたわけなんです。それははつきりしたのですからいいのですけれども、併し我々がこの税法の問題を審議する場合にただ目前目下の、今今日の状態をただ論議するだけでは十分でないと思ふ。やはり

〇秋山長造君 だから長官のおつしやるように、今我々に提出されておるこの府県民税の創設という問題は、飽くまで府県を完全自治体として認めておるところの現在の制度の下という前提の下にこれは出しているといふことですね。その点ははつきりしたわけなんです。それははつきりしたのですからいいのですけれども、併し我々がこの税法の問題を審議する場合にただ目前目下の、今今日の状態をただ論議するだけでは十分でないと思ふ。やはり

〇秋山長造君 だから長官のおつしやるように、今我々に提出されておるこの府県民税の創設という問題は、飽くまで府県を完全自治体として認めておるところの現在の制度の下という前提の下にこれは出しているといふことですね。その点ははつきりしたわけなんです。それははつきりしたのですからいいのですけれども、併し我々がこの税法の問題を審議する場合にただ目前目下の、今今日の状態をただ論議するだけでは十分でないと思ふ。やはり

〇秋山長造君 だから長官のおつしやるように、今我々に提出されておるこの府県民税の創設という問題は、飽くまで府県を完全自治体として認めておるところの現在の制度の下という前提の下にこれは出しているといふことですね。その点ははつきりしたわけなんです。それははつきりしたのですからいいのですけれども、併し我々がこの税法の問題を審議する場合にただ目前目下の、今今日の状態をただ論議するだけでは十分でないと思ふ。やはり

府県の今後の運命ということに飽くまで考え合せつつ、この道府県民税の問題は考えなければ十分でない。その場合に、例え従来府県は完全自治体であり、而も今後ますますその自治体としての性格を育てて行くという建前に立つてこの道府県民税というものを設ける、そういうことであれば承はできるわけなんです。ところがそうではなくして、今はこうだけれども、将来の方向としてはやはり府県はどうも勝手にやらしておくとためなことをばかりやつて赤字ばかり出す、だからこれは何とかもう少し中央の監督の下に、中央の出先としての扱いに切替えて参つたほうがいいのじやないかというふうな考え方の下にこれを出すというのとは、これはよほど意味が違つて来るのじやないかと思ふのです。その点をはかり長官のお言葉でありますけれども、今後一層府県の自治体としての性格を守つて行くのだ、育てて行くのだというお考えか、それともそうではなしに、府県の自治体としての性格を何らかの意味において弱めて行つたほうがいいのだというお考えか、その点をもう一度お尋ねしておきたい。

○國務大臣(塚田十一郎君) これはまあいろいろのお考え方がありと思ふのであります。私も繰返して申上げるように、ただ個人の意見を申上げて問題を提示して、いろいろ今後皆さんがたのお考えも併せて検討するべき問題であつて、今の段階で取上げるべき性格の問題ではない、こういうふうなことを考へるにいたしました。私どもは非常に問題にしておりますのは、こ

れは自治団体の首長の選び方をどうするということに非常に重点があるのであります。私はそういうことがこの府県という自治団体の、又その自治団体を運営して行く上の財源をどこからどういう形で見付けて行くかという点とは、そう大きな関係は出て来ないのじやないかというふうな感じがしております。私はかた／＼今度の改正はやはり適當なんじやないかという考え方を持つておるわけでありまして、これはやはり私は道府県民税の創設といふことは絶対に承服できないのです。関係はないとおしやるけれども、やはりそれは大いに関係があるのです。第一名前からして道府県民税です。それからこれを府県が国の出先に過ぎないのだったら、何も府県で特別に道府県民税というものを取る意味はないので、所得税なり何なり国民の一人として負担する税金で十分であると思ふ。これを特に道府県民税というものをここで新たに設ける以上は、さつきこの提案説明にもあり、又税務部長も口をすつぱくして強調されましたように、府県自治に対する住民の関心を高めるということが中心であるべきであつて、今おしやるように府県の知事が公選であるとか、官選であるとかいふような府県の制度としての扱い、それからこの法律の關係とは別問題だとおしやるのは私はちよつと異議がある。これは飽くまで一体のものじやないかと思ふのです。

○國務大臣(塚田十一郎君) これは恐らく秋山委員のお考えの中には、自分の形で画かれた将来の改正されようとしておる姿というものを頭に置いておられると思ふのです。私もはどういう工合に将来これを構想するかということはこれから先の問題である、とにかく問題になるのは、今のようないう公選の知事の形というものが適當であるかどうかという点を問題にしておるだけであつて、どういふ工合にそれを直して行くかということもいろいろの形があると思ひますし、昔のように完全な官選の形があるし、又間接な選挙の形というものもあるかも知れません。仮に昔のような官選の形になりましたら、私は昔のやはり府県民税というものは県民の負担になる府県民税といふものがあつてやつておつたのでありまして、私はそういうものが決して矛盾するとは思はないのであります。

○秋山長造君 この点は私は自治長官のお考えには絶対に承服できない。併し又そういう考え方で行かれた場合、明らかにやはりいろいろの面において中央集権へ持つて行くとする現在の情勢からして、府県制度というものを又昔の形に引戻されて行くであらうということはこれは決して却つてやいやと思ふのです。で、そういうやり方とこの道府県民税を新設するといふこの行き方には非常に矛盾があり、そうして首尾一貫せざるものがあると思へざるを得ない。併しまあその点についてはどこまで議論いたしましたも長官の御見解と一致しない。まあやはり私としては少なくとも現在この税金を創設される以上は、昨日税務部長がおつしやつたように、飽くまで府県自治といふものを育て強めて行くんだということを前提としてこの税金を扱つて頂きたいといふことを、これは私の一方的な希望なんですけれども、お願いしておきます。

○加瀬亮君 三十三条の所得割の課税総額の配賦の問題についてお伺いいたします。当該道府県の条例で定める方法によつて算定した額に按分して市町村に配賦するという形になるわけでありまして、従つて秋山委員の質問の中にありましたように、この市町村の個人の間におきましては公平でありましても、町村を別にすれば同一所得の個人の間におきましては、必ずしも公平でなくなるのじやないかという問題が出て来ると思ふのであります。これに對しては税務部長のほうから市町村議會が中心となつて市町村民税といふものが先にきまつて、それに右へ倣えの形で県民税がきまるので、そういう差はないという御説明があつたわけでありまして、併し午前中の鈴木次長の御説明の中には、今現在においては市町村間に相當課税方式の一、二、三種によりましてでこぼこがある、併し今度の府県民税の新設によりまして、一定の標準率によつて府県民税が生れるわけであるから、却つて市町村間のこぼこはこれによつて是正されるのじやないか、こういう御説明があつたわけでありまして、そこで私お伺いしたいと思ひますのは、これは納税者の側からいたしますれば、確かに市町村間の現在あるでこぼこというものが是正されるというところは結構なことでありまされども、市町村側からすれば今度の府県民税といふものは既得権の一部を割譲するような形になりますので、或いは又現実においてこれが賦課された場合、各町村間の同一所得の個人の間においてははつきりと一定の標準と

いうものが出るわけでございますから、でこぼこというものが明らかになるわけでございます。そうするとその不公平といふものも今よりも激しくなるのじやないか、そうすると好まなくとも市町村間は或る程度でこぼこを是正しなければならぬことになる。そうするとこれが市町村側からすれば収入が少なくなるというふうなことになる。まして、この府県と市町村、特に府県とこの貧弱町村との取り分の対立といふものが生まれるのじやないか、こういうふうな疑いを持つわけでありまして、と申しますのは、昨日総括質問の場合にも私は町村民税が非常に減りまして、その補充として与えられたところのたばこ消費税と見合せましたも足りなくなる現象が生ずるのじやないかという質問をいたしましたところが、本日自治庁のほうから昭和二十五年度における改正案に基く人口段階別市町村民税及びたばこ消費税収入見込額調というものが御配付になつたわけでありまして、これによりまして、人口三千程度の町村におきましても見込額はプラスになつておるわけでありまして、過日の公聴会の折に町村長会の代表のかたから出されました御意見によりまして、全体の数字では府県民税創設分百六十九億と、たばこ消費税市町村分百九十四億では差引き二十五億円のプラスが出る計算でありまして、實際はたばこ売上高は都市と農村に甚だ差違があり、町村は都市ほどの収入を見込めないことは自明であります。今回では抽出調査した結果でも町村百十七のうち事業税の差引きで減収となるもの三十二、増収となるもの八十五、町村で三割近くは減収となり、額で見

る希望なんですけれども、お願いしておきます。

と減収分が一町村平均百二十万円、増収分三十万円弱であります。減ること大きく殖えることが少いということは一面的均しの効果はありまして、結局究極に弱体な町村を出す、生み出す心配があるのではないかと、こういう公述があつたわけでありまして、これをこのまま信ずるわけではありませんが、こういう心配というものは私は非常にあるのではないと思ひまして、昨日資料の提供を御依頼をしたわけでありまして、そうすると本日出されまして資料によりまして、そういうことが一つもないということでございますが、その備考の二のたばこ消費税については昭和二十八年年度の町村分の人一口一人当り税額推定百四十八円五十七銭を基礎として算定したということになつておりますが、この推定の百四十八円五十七銭というものを確実なものと押えて差支えないか、或いはいろいろの抽出調査に出ておりますように、確実に町村民税の一部を府県民税に移しまして、貧弱町村でもたばこ消費税の補填によりまして心配ない、そういうことは町村長会の心配しておるような問題は起らないか、こういう点を心配しておりますので、若しこういう点が若干でも起るといふことであるならば、どうしても府県と特に貧弱町村間との取り分の対立といふものができて参ります、もう府県民税といふものを何か別のものから取れとか、或いは我々の貧弱な財源の中から府県民税を持つて行かれると困るといふような問題がこれを施行したあとに残るのじやないか、こういう心配がないかどうかといふ点を先ず伺いたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 今日お渡しいたしました資料の中で、百四十八円五十七銭のところへ推定という言葉を入れておりますのは、この税法立案當時は二十七年分しかわかつていなかつたわけでありまして、そこで日本専売公社に調査を依頼いたしまして、大都市、都市、町村の売上金額の数字を頂いたわけでありまして、この二十七年分を基礎にいたしまして二十八年分の見込みを出したものでありますので、推定という言葉を入れたわけでありまして、なお公聴会の際の説明の基礎を知らないものであります、昨日も申し上げましたように、市町村によりましては工場等が所在いたしまして、法人税割の収入の非常に多い所がございます。こういう団体におきましては、やはりたばこ消費税のほうが少ないだろうと思つております。総体的にはたばこ消費税の多いといふことはこれも数字的に御説明申上げた通りでございます。殊に貧弱な町村であります、府県民税の市町村間の配分が所得税額を基礎に使用するので、当該町村が予想しておるよりは逆に少いのではないかと、基礎がわからぬものではつきりしたことは申上げられないのであります。或いは多少間違つた計算をしておられるのではないかと疑ひを私は持つておるわけでありまして、

○加瀬完君 総体的に見て、これは町村の財源が殖えて来るといふことは一応わかるのであります。で町村長会の心配しておりますのも、総体的に殖えるといふことはわかるけれども、三割くらいの貧弱町村の減収分といふものが見込まれて、この貧弱町村に対する点からは財源の補充ということにはならないし、府県民税を作るといふことによつて町村財政がますます貧窮するといふことになるのではないかと。この問題の解決をどうして頂けるかといふところが問題だらうと思つております。総体的にはわかるけれども、貧弱町村三割、或いは二割になりますか、こういう町村が出ないと、こういうことが府県民税を取つてしまつても言われるのであります。

○政府委員(奥野誠亮君) 御承知のように入税収入が減れば基準財政収入が減つて参りますから、地方財政平衡交付金の額が殖えるといふ問題がございます。こういうことで現に地方財政平衡交付金を受けております団体の受けます影響といふものは、仮にたばこ消費税が少い場合でありまして、必ずしも深刻なものではなからうといふふうにも思つております。半面地方財政平衡交付金を受けていない団体でありまして、場合には影響は割合に深刻であると思ひます。ところが長い期間に亘つて考へてみました場合には、法人税割のような収入は年度間において安定性を欠いているのであります。たばこ消費税の場合はその点は年度間において安定性が得られます。そういう意味で町村の税制の姿そのものがよくなるのじやないか。仮に市町村民税を取り過ぎました結果、非常に困るような団体につきましましては、激変緩和の意味において或いは特別交付金の制度、或いは地方債の制度を考へまして、お困りにならないような措置はとらなければならぬ、かように考へております。

○加瀬完君 事後の方策といふことはわかるのであります。併し問題は市町村といふものを自治体の中核と考へて、

ある自治体の今までの立場からすれば、たとへ二割であるうと三割であるうと、平衡交付金に見合うようなものを交付してそれを殖やさなければ、新しく特別な何か配付金といふものを考へなければ、地方の貧弱町村の財政が立ち行かないことが予想されるにかかわらず、その独立財源の一番有力なものでありますところの住民税の一部を府県税に割いて持つて行くといふことに問題は無いのか。これでも一体小さい町村といふものに対して考慮が万全に払われているといふことが言えるか、こういう問題について御見解を伺いたい。

○政府委員(奥野誠亮君) 私たちは市町村の税制の上で或いは偏在をしていて、或いは安定性を欠いていて、そういうような地方税として考へた場合に一番欠陥を持つてゐるものが市町村民税じやないか、かような考へ方を持つてゐるのであります。非常に有力なものであるが、半面欠陥が多い。だからこの分量を少くしてたばこ消費税を補つて頂く。仮に市町村民税を減らしませんで、国から所得税の税源を持つて来る、そうして府県民税を作ること一つの方き方でありまして、それよりも、国からもちろより、所得税の税源の委譲を受けるよりも、たばこ消費税の委譲を受けて税制を改正したほうがよいという税制ができるのじやないか、かように考へております。

○加瀬完君 これは三十三条からちよつとはずれぬかも知れませんが、秋山委員からも問題が出たのであります。府県、私も非常に憂慮されるのは、府県といふものと市町村といふ二つの自治体、これの単位といふものがこの府

県民税と市町村民税といふものの取り合いによりまして対立するやうなことがありまして、非常にまずいのではないかと。そういうことが先ず心配されるのであります。そういうふうな心配のされるやうなことにいつて何らの適切な措置も考慮しないで、府県民税を作るといふことに問題はなかつたのか、こういう点であります。

○政府委員(鈴木俊一君) 御心配になつております問題は、府県と市町村とが取り合ひつくるのじやないかといふ点のようでありまして、これにつきましては、制度的に取り合ひつくるのではないにしているといふふうには私たちは考へてゐるわけでありまして。例えば地方財政平衡交付金の計算に当りまして、基準財政収入額を算定いたします。その際に、従来ありました市町村民税といふものは所得税額の一八%を基礎にして個人分の所得割を算定しております。法人割につきましても大体似たやうな考へ方でありまして、今度はこれを所得税額の二三%で計算しようとしておるのであります。半面の府県の場合には、府県民税につきまして所得税額の五%を基礎において計算をしよう、かような考へ方を持つておるわけでありまして。市町村の税金が市町村民税の場合にはそれだけ減額になつておるということとを建前にして地方財政平衡交付金の配分を行つておるわけでありまして、取り合ひつくるといふことではないのじやないか、かような考へ方を持つておるわけでありまして。お互いに分ち合つて行く、又分ち合つた姿において地方財政平衡交付金も計算され、又課税の最高限度も従来の課税総所得金額の一〇%であつたのを七・五

が府県税を徴収いたしておりました。又所得税も徴収いたしておりました。

をして頂く、こういうふうにしており
ます。

この増税ということはなく、むしろ
しい。むしろ相当民主的にいろいろの

町村、或いは府県の実際の財政というものは成り立つて行かないくらいに有

うにするかというような問題になつて来ると思ふのでありまして、只今提案

市町村が府県税の徴収の委任を受けた場合、
した場合に、滞納処分を市町村自身が行
府県の委任を受けたものとしてやつて
おつた例もあるわけでありませう。今同
の場合にはやらなければならぬ、こゝに
いうふうな義務付をしている点が差違
つておるわけであります。又そうする
ることによつて、私たちから言わせま
ば、むしろすつきりした形に持つて行

つて、府県がやる小市町村がやるか、

○松澤兼人君　今の府県民税の問題ですが、ほかの委員からも御質問あつたと思ふのでありまして、これがきつつかけになつて将来非席に増税される心配はないか、負担分任ということが始まつた住民税というものは、今まで相当市民なり或いは住民の負担限度を超えたような状態になつておるわけなんですけれども、今度をきつつかけとしまして、従来の市町村民税の枠の中で取る

チエツクの場合があると思うのであります。又個人の負担の上から申しますならば、現在百分の十という制限が市町村民税についてあるわけでございますが、それを今度は道府県民税としては百分の二・五を超えてはならない。市町村民税は百分の七・五を超えてはならないというふうな制限税率をそれぞれ分けてございますから、従いましては方からしても百分の十を超えないとい

力な財源になつてゐる。府県の場合でも今度は制限がありますけれども、將來やつぱり財政上の都合とか何とかいふことになつて来ると、これが法律上變えてでも増徴されるという心配が非常に多いのであります。將來とても現在以上に増徴しないのだと、そういうことは言えるかどうか。そういうことは私は絶対に言えないと思ふのです。そうすると、現在の法律の建前から言

をいたしましております。この道橋男
民税の建前といたしましては、先ほど
申上げましたように、総額につきまし
ては百分の五を超えるようなことにな
ります。場合には、自治庁長官がチエツ
クする機会がございます。し、個々の
負担といたしましては、只今申しまし
たような制限税率の問題もございま
す。ので、先ず心配はないというふう
に考えておるのでございます。

つては府県がやるが市町村がやるに於
てどちらか全面的に責任を負うように結
つて行きたい。そのほうが納税者の立
場から考えた場合には、両方から滞
処分で差押えて来られるよりか、ど
れか一つだけを相手にしたほうが却
て簡便になるのではなからうか、こ
いうふうな考え方を持っているわけ
あります。これはそうすることによ
て税の本質がゆがめられておる、そ

といふことになっておりますけれども、併し将来はやはり府県財政が非常に苦しくなつて来れば漸次こういうところに財源を求めるといふことが始まつて来て、現在自治庁で考へているよりも非常に重い負担が住民にかかつて来るという心配があると思つたのです。この点は絶対に将来現在住民が負担している以上には増額しないのだといふ

うことは、ない恰好になるわけでございまして、そういう点をいろ／＼考えて見ますと、とうとう、とうとう増穂といううな、或いは負担の増加といううなことは、ないであらうというふうに考えられるのであります。

○松澤兼人君 現在の法律の建前から言へば、そういうことになつて来るわけです。おのづから制限があつて、そ

えば、住民の負担は従来よりも増加されない。併し將來これがきつかけとなつてだん／＼と現在以上に市町村民税と府県民税と合せたものが現在以上になるという危険が非常に多い。この点にはつきりと、將來もどんなことがあつても増加しないのだというような御言明ができますか。

○政府委員(鈴木俊一君) 個々人の負

○松澤兼八君　これはまあ先ほどもお話をあつたようでありますけれども、府県を市町村と同じ性格のものとするかどうかということに私は非常にまあ疑問があると思つてあります。市町村民から市町村民税を取るといふこと、府県から府県民税を取るといふことでは考え方が全く同一であつてはならない。やはり地方団体の性格の相違ない。やはりものとして考へれば、住民

まで極論されるのは少し考え方が過
ているのではないかというふうに私
ちは考えておるわけでありませう。

○若木勝蔵君　冗談でない。考え方
行き過ぎておるのはあなた方でない
と思うのだな。一体何でもそういう
うに便宜的に片付けてしまふ。併し
れば税制の体系というものはそう簡
にゆくべきものではないと思う。だ
うらひのほうの行き過ぎであるとい

はつきりとした言明ができますか。

○政府委員(鈴木俊一君) 道府県民税を創設したことの結果として、将来それが負担を増すというようなことがおるんじやないかというお話でございますが、これは条文の中にも、今朝ほど御指摘がございましたように、百分の五というものを所得割の課税の総額にしているわけでございますが、それと異なる税率を、それを超えて課税しよ

れ以上徴収できないということになつて行くことはよくわかるのです。併し将来まあ地方財政計画を立てるという場合に又法律を改正してやつて、現在の負担以上のものを府県民税として新しく取るといふようなことは從來もやつていたことでありますから、その危険が非常に大きいと思うのです。そもそもこういう住民税というものは、今まで所専税も何も以てゐて、な

担の問題といたしましては、先ほど申上げましたように、百分の二・五、百分の七・五、合せて百分の十というのが御限税率になつてゐるわけでございますから、従いましてそういう点から考へますとというと、その点を直さない限りはそれ以上になるということはないと思うのであります。ただ将来いろいろの今日と客観的な条件が變つて参る。國の財産の大體、或いは地方の十

から負担分担の精神によつて同じようにな住民税を取ることであつてはならないと思ふのです。で、漸次こういう方向をとることは、府県の性格に依りわける市町村と同じような性格に持つて行くお考えがあるのか、或いは擬田國務大臣が考へておるよゝに、この問題は住民税とは別個に、府県の性格というものは市町村とは全然別であ

に於ては、これに大いに怒らなければなりません。こちらに理がある。法人の場合にはどういふふうになるの
すか。

○政府委員(奥野誠亮君) 法人の場
には現在でも法人税調の部分分は法人
から市町村へ申告納税しておりま
す。それはそのまま府県へ法人から申告納

うといふ場合には、自治庁長官に届申なければならぬといふようなことで一つチエツクの方がございます。又、単に道府県の議会が議決しただけでは事がきまるのでなくて、実質的には市町村が取るわけでございますから、市町村の方面の實際上の了解がなければできないといふようなことで、

つたやつをまゝ負担分というやうなことで、五十銭だとか一円だとかいつたところから始つて来たんだらうと思ひますのですけれども、それが現在になれば地方財政の最も有力なる稿収となつてゐる。最初の負担分という精神から非常に僕は變つて來てゐると思ふ、性格が……。これがなければ市

事がもつと殖えて、更に多くの財源を要する。その場合に全体の財源をどういうふうにするかというやうな問題が起つて来るだろうと思ふのであります。併しこれはひとりで道府県民税という問題ではなくつて、国税なり地方税なり、總体の枠をどういうふうにするか、或いは税以外の歳入をどういうと

る、又別のほうに持つて行きたいとい
うお考えであるのか。で、府県の性格
というものと市町村の性格というもの
とが、どういう違いがあるのかという
ことを一応御説明願いたいと思いま
す。

○政府委員（鈴木俊一君） 將來仮に府
県を行政機関にする、要するに国の中

先機関にするというようなことが若しあるといたしますならば、これはもう税制という問題が全然なくなつてしまふわけでございますけれども、これは少くとも先般答申のありました地方制度調査会のあの考え方を基礎にして考へております地方制度改革案においては、府県をさうな形のものにするというところは全く考へておりませんのであります。そういう意味から申しますならば、府県の性格が若干異なるような案が仮に実現いたしましたとしても、いやしくも府県が自治体という点においては変りないと思つております。府県が自治体であります限りにおきましては、かような形の道府県民税というものは十分存立の意義がある。これは曾つての戦時中の府県という制度を振り返つて見ましても、同の地方長官が同時に自治体の執行機関をしておつたわけでございますが、そういうものにおいてやはり府県民税というものの必要性があり、又そういうものが制度として創始されたわけでございます。そして、そういうような点から考へましても、こんなふうな道府県民税を創設するといふことは一向府県の性格に相反するものではない。又將來も少くとも今から予測し得るところでは矛盾することはないであらうと考へられるのであります。

○松澤兼人君 塚田内務大臣の府県に對する考へ方を伺いたい。

○内務大臣(塚田十一郎君) これは余り率直にものを言ひましたので、いろいろに府県の自治団体としての性格についてお尋ねを頂つておるのでありますけれども、繰返して申し上げますが、この考へております考へ方というものは、

は、今までの経過から照らして、どうも現在の制度ではうまくないんじゃないかと、いふところに重点があるのであります。これをどういふ工合に持つて行くかといふようなことは、これはむしろ多分に私が抱いておいて、皆様方に疑点を併せてお考へ頂いて、皆様方に將來どういふ工合に持つて行つたらいいかといふことをお考へ願ふという考へ方なものであります。従つて政府が或る構想を持つておるのにかかわらず、それと全然別なことを今度の改革にしておるか、若しくは或る構想を持つて、その下心があつてこういふ改革をしておるかといふことは毛頭ないものであります。現在のいろいろ御審議願つております考へ方というのは、一応現在の制度といふものを前提に置いて問題を、殊に形式的には地方制度調査会の御意向の線に従つて改革案を提出しておるわけでありまして、

○松澤兼人君 塚田構想といふものを一つ御披露願ひたいんです。

○内務大臣(塚田十一郎君) これはもう繰返して申し上げます、自分として現在の制度に疑惑を持つて、自分といふだけで、まとまつた考へ方といふものは何もありませんのでありますから御了承頂きたい。

○松澤兼人君 どういうところに疑惑を持つておるのですか、もうちよつと話して下さい。

○内務大臣(塚田十一郎君) もう少しばしば申し上げておるのであります………(笑)

○松澤兼人君 僕は塚田君にもうちよつと疑惑のあるところを………

○内務大臣(塚田十一郎君) 今まで考へております考へ方はしばしば機会あ

るごとに、恐らく本委員会においても申し上げておるように記憶いたしてあります。

○松澤兼人君 余り言わないから聞きたいと思つておるのですよ。まあそれで今塚田大臣は府県制をどうしようといふ考へは全然持つていない、こう承つてよろしうございませうか。

○内務大臣(塚田十一郎君) 具體的な構想は持つておらない、こういう点で御了承頂きたいと思ひます。

○松澤兼人君 この問題は重要でもありませんし、又直ちに府県知事といつたような官選の問題と関連して来るものと思ふ。知事の官選といふ問題についても塚田内務大臣は現在のところ何も考へていない、こう了解してよろしうございませうか。

○内務大臣(塚田十一郎君) 官選と言ひますか、要するに現在の公選制度はこのままでいいかどうかといふ疑惑を持つておられますが、これをどういふ形に変えるかといふような具體策は、知事を選ぶ方法についても何ら持つておりません。

○松澤兼人君 この問題については塚田内務大臣は地方制度調査会に又諮問をして、その答申によつてというようなお話だつたと思ふのであります。これはいつ頃をいう問題について諮問し、決定が出るという日程をお持ちでございませうか。

○政府委員(鈴木俊一君) 地方制度調査会には御承知のごとく国会議員のかたがたの参加を願つておるわけでございますが、先般任命しました委員のかたがたの任期が昨年の十二月で切れたのであります。その後特に国会の開会中になりましたので、国会の会期の終

りましたところで直ちに一つ国会議員のかたの御推薦を願ひ、又その他委員の任命をいたしました。只今大臣が申し上げましたような問題の審議に入りたといふふうな段取りで考へていふ次第でございませう。

○松澤兼人君 もう少し具體的に御話願ひませうか。この国会が済んでからとか何とかいうような………

○政府委員(鈴木俊一君) まあ五月八日が国会の会期の終りであるわけでございますが、その前ぐらいに政府のほうから、要するに内閣のほうから両院のほうにお願いをいたしました。国会議員のかたの御推薦を願ひ、又地方団体の代表者、学識経験者、官庁関係のもの、大体今までの委員のかたがたをそのまま再任するやうな形にして参りまして、それでまあ具體的な審議に入りたといふ考へております。審議いたしますべき事項は昨年の最後の地方制度調査会の総会の際におきまして、只今御指摘のございましたやうな地方公共団体の育長の選任の方法、或いはいろいろ大都市の制度でございますとか、或いは自治州制、府県の廃合と言ひますか、そういうやうな問題でございませうかといふやうな、第一回の地方制度調査会におきまして最後の決定でできなかったやうな根本的な問題を今度はやる、こういう形にいたしておるわけでありませう。

○松澤兼人君 そういたしますと、若し地方制度調査会でお話のような未解決の問題に對して答申が出れば、それがいつ頃法制化されるお考へでございませうか。

○内務大臣(塚田十一郎君) まあ私の希望といたしましては休会になる、そ

れから制度調査会を開会する、そうして答申が頂ければ、次の通常国会あたりまでにそういう提案ができればという氣持は持つておるのであります。併し何にいたしましても問題が非常に重大でありますから、果してそれがそのやうに調査会あたりで運べるかどうかといふことにつきましては、非常な懸念がございしますので、今のところその先の見通しといふものは十分立たないという状態でございませう。

○松澤兼人君 そういたしますと、今希望としては通常国会にまあ法案を出しになるということになると、来年の春の選挙は官選と言ひますか、或いは公選と言ひますか、新しい構想によつて行われる、こういうふうな了解してよろしうございませうか。

○内務大臣(塚田十一郎君) まあ非常に理想的にスムーズに運んだ場合に、或いはそういうことになるかも知れんとは考へられますけれども、併しなかなか問題が重大でありますから、結論が出るか出ないかといふことも疑問でありますし、仮に結論が出ましてもいろいろな準備段階といふものがあると考へられます。来年の四月に予定される選挙までにはやれないといふのがむしろ常識的な判断ではなからうかと考へております。

○松澤兼人君 希望的な見通しとしては、通常国会に法案が出るということであれば、来年の四月の首長選挙は当然その新しい構想によつて行われるといふことになるだらうと思ふのですが、今の御答申によりますと、非常にむずかしいから来年はこのままの形で行くのかやないかといふやうなお答へのように思ふのです。可能性から言ひ

いては払い戻す、リベートということ
は変な言葉ですけれども、組合側から
市町村側にいる／＼話をして直接払い
戻すという事はできないにしても、
何かでそういう面のカバーをするとか、
例えば労働会館を建設するとか、或い
は労働会館を作るとか何とかいつたよ
うな、或いはリクリエーション的な施
設をするとかというようなことがまあ
直接、間接の繋りとして市町村におい
て考慮せられておるところがあるよう
に思いますが、府県民税の場合にも
やはりそういうようなことは考えられ
ますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 府県民税が
できてからは、特に労働行政の面にお
いて力を入れるとか、力を入れないと
いう問題は起きないのじやないかいと
いうふうに思います。併し御指摘にな
りましたような労働会館とかいうよう
な問題、或いは労働者の福利厚生とい
うような問題になって来ますと、市町村
というよりはむしろ府県のほうが積極
的に力を入れる問題じやなからうかと
いうふうに考えております。

○秋山長造君 ちよつとそれに関連し
て、今のまあ払戻すということに当る
かどうか知れないけれども、市町村で
納税組合を盛んに作らしてあります
ね、それで納税組合を作らして市町村
民税を納税すれば五〇％なり、一〇％な
りをその組合に割戻しをするというよ
うなこと、これは全国的にやつてい
ると思うのです。それでこれはやつぱり
一割なら一割納税組合へ市町村が割戻
しをしていくということならば、やは
りその一割というのは市町村民税だけ
でなしに、一緒に徴税するわけですか
ら、府県民税の場合にもやはりそれは

同じような率で割戻しをされるのかど
うか、その点ちよつと。

○政府委員(奥野誠亮君) 秋山さんが
御指摘になりましたように、市町村民
税等につきまして、割戻し的な奨励措
置と言いますか、そういうやり方をし
ておる所があることを承知してござい
ます。これは併し少し行き過ぎだと私た
ちは考えておりますが、やはり税であ
ります以上は義務として納めてもら
います。こういう考え方を持っております
。ただ徴税の成績を確保して行きま
す意味において納税組合を支持して行
く、こういうことに努力しておるわけ
であります。この納税組合がある地
域におきましては、国税、府県税、市
町村民税を通じて納税組合である、或
る地域においては市町村民税だけの納
税組合である、これは面白いじやない
かと、いろいろ考え方を持っております
。国税庁と話し合ひまして、できるだ
け三者に共通した納税組合にして行
くじやないかということを含話し合
ひしております。ただ納税組合に對し
て或る程度補助金を交付することに
なっておりますが、これは税金の払戻し
的な補助金であつてはならないのであ
つて、事務費を弁償するという姿に補
助金を出して行きたい。若干行き過ぎ
た面がありましたが、これは私たち
としては是正して行きたい、かように
考えております。

○秋山長造君 この点はまあ大都市の
ことをよく私わからんのですけれど
も、大田市町村あたりでは非常に市町
村民税の滞納が多いわけなんです、そ
こでまあ一つには滞納整理というこ
を考へなければならぬですけれども、
なか／＼先祖伝来同じ所に住んでおる

狭い町村あたりで、役場の吏員が滞納
整理といつても余り積極的にはや
れない、實際問題としてやろうとし
ても、そこで一つの方法としては県庁
の税務課などに長年勤めて行政整理で
なつた人を数々町村で共同して雇
つて、そういう人に大いに腕によりを
かけて滞納整理をやつてもらふとい
うようなことを一面やつていこうと
思ふ。併しそれはなか／＼滞納整理とい
う問題は第二の方法として、完納す
ればまあ割戻すという形でないけれ
ども、まあ實質的には割戻すというよ
うな形でこの税金の完納を奨励して
いる。これは一部ではなしに相当広く
行われていることじやないかと思ふ
のです。で、やはりそういうことが自治
のほうの立場から見れば適當なこと
ではないとお考えになつても、事實は
町村としてはそうでもしなければ税金
が取れないということから、やはりそ
れもその町村の事情に即した一つの
り方だと思ふのです。そういうこと
ですと、今期来税務部長は、今度の府
県民税の考え方、或いは町村民税の建
前というものを尊重して府県民税をも
れと一緒にされて行くのだという建前
であるならば、やはりその實質的な納
税組合に對する割戻しといううな面
は、ただ町村民税だけに割戻すとい
うことではなしに、その割戻しによる町村
民税の完納ということには当然府県民
税も均霑するわけですから、府県民税
においてもやはり同じ率で割戻しと言
いますか、そういう点を府県民税にも
及ぼすべきではないか、又それは認め
ることが税務部長のおつしやる町村の

実情に即し、又これを尊重すべきでは
ないかというように考えるのです。そ
の点如何ですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 先ほどもち
よつと答へましたように、納税者は税
金を義務として納めるのであつて、納
めたら御褒美をもらえる、御褒美を
もらえなければ税金を納めない、とい
う觀念が瀾漫して行つたら困るとい
ふに私たち考えております。併し、
御指摘になりましたように相当多くの
団体が割戻し的な奨励方策を講じて
いる所があります。これはむしろ是正
したいわけでございます。現行法で三
百二十一条に、市町村民税を納税期前
に納めた場合には一月百分の一の計
算で報奨金を出すことにしております
。これはやはり市町村民税について
報奨金を出しております場合には、同
じ割合で府県民税についても報奨金
を出し、それだけのものは府県から市
町村へ徴収取扱費として交付して行
う、こういうような法律制度として
提案いたしておるわけでございます。
徴収確保の面につきましては、先ほど
も触れましたように国税、府県税、市
町村税を通じて納付組合を育成して
行きたいし、こういう組合に對する補
助金は府県側が積極的に経費を負担し
て行くように持つて行きたいというふ
うに考えております。

○松澤兼人君 都市の労働組合の方面
におきましては、一般の勤人でない人
の市民税の納付割合というものが非
常に低い、併し一定の職場を持つて
そこで働いている人は源泉徴収されて
まうということに對する不満が非常
に強いようであります。そこで割戻し
をいいますか、或いは又払戻しをし

てほしいということをやつてゐるわけ
であります。この点は私は十分に考
へなければいけないと思ふのですが、
如何なる事情がありまして、会社な
り工場なりに働いてゐる人は的確に市
民税が取られてゐる実情であります。
でそうでないまあ一般の商店の人た
ちの市民税なるものは、どうもなか
かその徴収ができない、で結局納税者
として勤労者は非常に不利であるとい
うことの不平といひますか、或いは不
満といひますか、相當に強く出てお
ります。そこで前に申しましたように、
労働者の福利や或いは厚生のための施
設を作つてくれと、さもなくばそれ
ぞれの勤労者の源泉徴収のどのくらい
という強い要望があるわけでありま
す。最初は払戻しといひますか、或
いは報奨金といひますか、そういうもの
の闘争に都市の労働組合はまあ集中
してゐたわけでありますが、このほう
が余りうまく行かないといふことで、
それで福利厚生の事業を市長に交渉
して、そしてそういう仕事をやつても
あらうといふことに成功しておるわけ
であります。こういうことは単に税金を
納めたから何か仕事をしてくれ、或
いは又報奨金をもらいたいといふ考え
じやなくて、一方において一般の市民
の人たちの市民税というものの納付の
比率というものは非常に悪いのだと、
おれたちだけの確に市民税を徴収され
てゐるのだといふことの不平なり不
満なりといふものが非常に強く出て
来る一つの理由であるうと、こう考
へます。そこでそういうたような考
え方が、若し府県民税をまあ今度や
るとすれば、やはり同じ要求がそこ
に出て来

るのじやないかと、こう思うのです。
そこで一般の府県民税の把握というものが十分でない場合、源泉で徴収せられる人々にとつてはやはりそこに不満が出て来る、従つてまあ源泉徴収をさしておるところの人々に対する何かの仕事や府県は考えなければならぬという要求になつて来ると思ふのです。
そういう場合市町村民税に対して現行市なり或いは又は市長なりが考慮しておるようなことは府県民税の場合府県知事が当然考慮しなければならぬ、こう思ふのです。そういう關係について自治庁として何かお考えがありますかどうか。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今御指摘の点は、要するに源泉において徴収せられるものと然らざるものととの間に於いて實際のこの徴収の度合、程度、強度等において違ひがある、それを何か實際の行政面においてそれに応ずるような措置をせねばいかとまあいふようなお考えのようでありますが、源泉徴収をされずものとそうでないものととの間の不均衡といふことは確かにあるうかと思ふのでございしますが、これは國稅の所得稅の問題でもあり、又地方稅の問題でもあると思ふのでありますが、仮にその建前が今のままの建前であるとしたしまして、それに應じて何か若干このリベットの行政の重点を考へて行けといふまあ氣持は私もわかるのでございしますが、併し税として要するに一般の財源でございしますから、その他の各種の市稅或いは府縣稅と同じまあ財布の中に入るわけでありまして、その財布の金をどういふふうに行政の上で配分して參るかといふことが、知事なり市町村長なりが

予算を編成し、議會がこれをきめるといふことでございしますから、その場合に只今御指摘のようなことが、恐らく大都市等における現在の實例を指しての話と思ひますが、そういうようなことが大都市等においては比較的まあ行われやすい環境であると思ひますけれども、道府県におきましては、やはりこの都市部、農村部相當大なやや性格の違ふ地域を基礎にして成立してゐるわけにございしますから、直ちに同じような結果が期待されるということにはならぬと思ひますけれども、併しこれはまあ予算の編成等の問題として實際上あるそのような点が考慮せられて、全体としてまあよく調和のとれた予算が編成されることが望ましいと思ひますが、併しこれは何分自治の問題でございしますので、ただそういう予測をいたすのはかたないと思ふのであります。

○委員長(内村清次君) それでは次に進んでよろしくございしますか。御異議ございせんね。

○委員(長内村清次君) それでは次に進みます。

○政府委員(奥野誠亮君) 事業稅に附加価値稅を取りやめまして、従来の事業稅を存続するといふ形をとつておりますので、特に従来の事業稅に改正を加へました点を中心に御説明をいたしたいと思ひます。

第七十七條に事業稅の納稅義務者等の關係規定がございします。「事業稅は、法人の行ふ事業並びに個人の行ふ第一種事業、第二種事業及び第三種事業

業に對し、法人にあつては所得及び清算所得又は収入金額、個人にあつては所得を課稅標準として事務所又は事業所所在の道府県において、その法人及び個人に課する。」で、事業稅は所得を課稅標準にするのが原則だと、収入金額を課稅標準にするのが原則と、かゝるふたつにきめてしまひませんで、それ／＼の實態において所得を課稅標準に用いるものもあれば、収入金額を課稅標準に用いるものもあるという趣旨を現わしてゐるつもりでございします。四項のほうで新しく加へましたものは、五号に書いてあります。「競技場、遊技場、集會場等の貸付業」でございします。これも従前は政令で以てしておつたのでございしますが、今回法律の上に挙げることにしたわけであり

ます。つづつ進みまして七十六頁の五項のところは、「第一項の『第二種事業』とは、左の各号に掲げるもので政令で定める」として自家勞力を用いて行ふもの以外のものをいふ」といたしてあります。要するに原始産業で課稅されるものでございしますが、そのうちで「畜産業(農業に附随して行ふものを除く。）」と書いてあります。従前はこれのほかに主として土地を利用して行ふものも除くと書いておつたのであります。これは當時固定資産稅がかなり重いものになりましたので、その關係で除外しておつたわけでありましたが、非課稅規定の整備に關連をいたしましたのでその字句を外したわけにございします。それから六項の五号であります「畜産業、はり、きゆう、柔道整復その他の医療に類する事業」、このうちから括弧に書いてあります「向

眼の視力を喪失した者その他これに類する政令で定める視力障害のある者が行ふものを除く。」これを新らしく挿入したわけでありまして、おめくらさんのあん摩には課稅をしない。こういう考え方をとつたわけにございします。それからつづつ飛ばしまして第八十條、八十頁であります。ここに事業稅の非課稅の範圍の規定を入れてあります。その二項におきまして衆議院で修正が行われております。二号の「學術研究、學校教育、社會教育等に關する出版物を發行する出版業で政令で定めるもの」、これに追加されまして、「及びあつては教育の用に供する映画を製作する事業で政令で定めるもの」、それからその次に「新聞に廣告を掲載することを取り扱う事業で政令で定めるもの」、更に「教科書等の供給を行ふ事業で政令で定めるもの」、これだけが追加されております。映画を製作する事業は従来になかつた非課稅事業であります。廣告取扱ひと教科書の供給は従来あつたものが復活して參つたわけにございします。ただそのまゝ復活したのではないのであつて、政府のほうで範圍は十分絞つてもらふという意味で政令で定めるものというふうな規定されたわけにございします。

それから第八十一條のほうで法人の事業稅の非課稅所得の範圍を書いてあります。その中で四号に衆議院の修正で水産業協同組合共済會が加つております。それから八十二條は公益法人等の清算所得の非課稅、八十三條は事業稅に係る徴稅吏員の質問検査權、この辺はつづつと從來からある規定でございします。省略して頂きます。

それから八十八頁の第八十八條でございします。法人の事業稅の課稅標準の規定を置いてあります。第八十八條は、「法人の行ふ事業に對する事業稅の課稅標準は、電気供給業、ガス供給業、地方鐵道事業、軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び生命保險業にあつては各事業年度の収入金額、その他の事業にあつては各事業年度の所得及び清算所得による。」これが外形課稅の存廢をめぐる非常にやかましく論議されてゐる問題でございします。從來ありました外形課稅からはずしました。これは、ここに書いてあります「一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業以外の運送事業をはずした半面に、生命保險業を新たに加へたわけにございします。それらの事由につきましては、たゞ／＼御説明をいたしておりますので省略して頂きます。

それから第九十條であります。法人の事業稅の課稅標準の算定の方法、第八十八條の各事業年度の所得は、各事業年度の總益金から繰損金を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定をする場合を除く外、当該各事業年度の法人稅の課稅標準である所得の計算の例によつて算定する。要するに二重の調査はいたさな

行くといふ趣旨を出しておるわけにございします。法人稅の課稅標準である所得の計算の例によつて算定するといふのは、法人稅とは違つた計算をする種類であります。その最初に衆議院の修正が加わつております。即ち「法人稅法第二十

五条第一項の規定による青色申告書を提出する法人の所得の算定については租税特別措置法第七条の七の規定の例によらないものとし、となつております。これはいわゆる輸出所得の免税を法人税の場合には行なうわけであり、すけれども、事業税の場合においては行わない。そういう趣旨で入つておる規定でございます。輸出所得、輸出業者につきましては、輸出金額の一定割合を損金に算入する等の規定が行われておるわけですが、国の政策によつてそういうことが行われるという

は、外形課税の場合の収入金額の規定を置いております。即ち「第八十八条の各事業年度の収入金額は、電気供給業、ガス供給業、地方鉄道事業、軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貨物旅客自動車運送事業に就いては、当該各事業年度においてその事業年度に収入すべき金額の総額から当該各事業年度において国又は地方団体から受けるべき補助金、固定資産の売却に因る収入金額その他の政令で定める収入金額を控除した金額による。」といたしております。

その次に四項の規定、これは新しく生命保険業に対しては外形課税方式を採用することになりましたので、その計算方式を書いておるわけであり、ます。「第八十八条の各事業年度の収入金額は、生命保険業に就いては生命保険業を行う法人が契約した左の各号に掲げる生命保険の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額による。」

一、「保険期間が五年をこえる生命保険（普通保険約款において、団体を保険契約者とし、その従業員を被保険者とする）と、その従業員を被保険者とする生命保険を除く。以下第三号において同じ。」に百分の四十二を乗じて得た金額、乗じて得た金額に、これは二つ問題がございます。一つは初年度収入保険料を課税標準として行くというところでございます。五年の生命保険であり、最初の一年の収入保険料だけを課税標準にするわけで、次年度以降の収入保険料は課税標準にはいたさないわけでございます。最初保険の契

約を得ますことが、保険事業を行なつております者としては努力を要する問題でございます。又保険業が進展しているかどうかということは、この初年度収入保険料の増減によつて判別することができるとは、この初年度、公益的な面を考へますと、この初年度収入保険料を課税標準とするのが、適當であるというふうに考へられるわけであり、ます。これに百分の四十二を乗じておるものは、附加保険料に相当するものがこの程度だというふうなことにいたして行くわけであり、ます。要するに積立金に相当するものにまで課税をすることは適當ではない、銀行の預金には課税をいたしません。それと同じように保険料の中に積立金に相当するものがあるもので、その部分には課税しない。要するに附加保険料に相当するものだけ課税する、こういう考へ方から、附加保険料に相当するものを百分の四十二と算定して行くわけであり、ます。

二、「保険期間が一年である生命保険（再保険料として収入する保険料を除く。団体を保険契約者とし、その従業員を被保険者とする生命保険を除く。以下第三号において同じ。）に百分の八を乗じて得た金額、附加保険料の分量というものがそれだけ少くなるわけであり、ます。保険期間が五年のものであり、ますと、最初の分についてだけ四十二でございますから、これを全収入保険料について

三、「前二号以外の生命保険に就いては、各事業年度の初年度収入保険料に百分の五を乗じて得た金額」ということになっておるわけであり、ます。附加保険料がこういうものについては少くなつて参るわけであり、ます。

第九十一条は内国法人でこの法律の施行地以外に事務所又は事業所を有するもの課税標準の算定、それから第九十二条は個人の事業税の課税標準、第九十三条は個人の事業税の課税標準の算定の方法、即ち「前第一項の当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得又は同条第二項の当該年度の一月一日から事業の閉止の日までの個人の事業の所得は、要するに前年所得を取つて行くのであり、ます。これは「それ、当該個人の当該年度の初日の属する年の前年中における事業又は当該年度の一月一日から事業の閉止の日までの事業に係る総収入金額から必要な経費を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除く外、当該年度の初日の属する年の前年中又は当該年度の一月一日から事業の閉止の日までの所得税の課税標準である所得につき適用される所得税法第九号第三号及び第四号に規定する不動産所得及び事業所得の計算の例によつて算定する。」ここで所得税にまつたんだという趣旨を現わしているわけであり、ます。事業所得と不動産所得、この二つに該当いたしますものが事業税の対象になる所得とい

うことになつて参るわけでございます。但書でやはり衆議院修正で「所得税法第二十六条の三の規定による青色申告書を提出する個人の所得の算定については租税特別措置法第七条の六の規定によらないものとし、となつております。これはやはり輸出所得の免税規定は事業税には適用しないのだという趣旨でございます。あとここに書いてあります問題は、やはり社会保険診療に關する所得は事業税の対象にいたさないという趣旨の規定でございます。

それからつと飛びまして、九十八頁の第三項、「第一項の規定によつて所得税法第二十六条の三の規定による青色申告書を提出する個人の所得を計算する場合において、当該個人の前年以前三年間における所得の計算上生じた損失で前年以前に控除されなかつた部分の金額は、当該損失が生じた年に当該青色申告書を提出し、且つ、その後の年分の申告につき連続して当該青色申告書を提出している場合に限り、当該個人の所得から控除するものとす。要するに損金は三年間繰越しを認めて行く、こういう規定でございます。所得税の場合には所得税額の繰戻しが認められるのであり、ますけれども、地方税の場合には税額の繰戻しはいたしませんで、その代り損金の繰越しをして行く、こういう趣旨をとりうとしておるわけであり、ます。

第九十四条は事業税の課税標準の特例、これは一般の外形課税標準以外に特別の外形課税標準を用いることがで

きる趣旨の規定であり、ます。従来あつた規定と同じであります。

二項は「地方鉄道軌道整備法第三条

次は二項の場合、清算所得の場合でございます。これも国税に乗つかつておるといふ趣旨を明らかにいたしております。

それから九十三頁の三項のほうに

五、

五、

五、

五、

五、

第一項第三号に該当するものとして運輸大臣の認定を受けたものの当該認定を受けた日の属する事業年度から当該認定を受けた日後三年を経過した日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の事業税の課税標準は、第八十八条の規定にかかわらず、当該各事業年度の所得による。これはこのように放つておいたのでは、その田舎の鉄道の事業が成立しない、そこで国が補助金を交付してその事業を継続しなければならぬような鉄軌道につきましても、きめられた料金によつて転嫁を期待して行くというのを主張いたしたとしても無理でございまして、そういう国が特別に認定をいたしまして、そうして解散しなければならぬような法人であるが、国の必要上補助金を交付する、こういう場合には所得によるのだ、こういうことを書いてあるわけでありませう。

次に百頁の三項であります。出資組合である農業協同組合等でありまして、五行目のところに「各事業年度の初日において当該事業年度の直前の事業年度の末日までに積み立てた法律の規定による準備金の額が出資総額の四分の一の額に達しないものの事業税の課税標準である所得は、第九十条第一項の規定にかかわらず、その者の各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によつて算定した金額から当該金額のうち当該各事業年度分の出資者に対する剰余金の配当として配当する金額以外の部分に相当する金額を控除して算定する。」要するに農業協同組合等でありまして、積立金がまだ出資総額の四分の一に達しておらずに場合によっては、従来は事業税を課さない

としておつたのでありますが、この改正によりまして、配当に充てた以外のものはみな損金に見る。言い換えれば、配当すれば配当部分だけは課税標準にとつて行く、こういう趣旨の規定でございませう。

第九十五条は二種以上の事業をあわせて行う個人の課税標準等の算定、それから第九十六条は鉱物の掘採事業と鉱物の精錬事業とを一貫して行う者の所得の算定、これは新しく入れた規定でございませうが、「鉱物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う者が納付すべき事業税の課税標準とすべき所得は、これらの事業を通じて算定した所得を課税標準の算定期間中におけるこれらの事業の総益金又は総収入金額で除して得た数値に当該総益金又は総収入金額から課税標準の算定期間中において掘採した鉱物について法人又は個人が納付すべき鉱産税の課税標準である鉱物の価格を控除した金額を乗じて得た額とする。」要するに鉱物の掘採の部分につきましては、鉱産税との関係から事業税を課さないことにしております。一貫して行なつております場合には鉱産税の対象になります部分については課さないという趣旨から、売上金額のうち鉱産税の対象になった金額とそれ以外の金額とを振り分けるわけでありまして、それに按分して事業税を課する部分をきめよう、こういう考え方であります。

第九十七条は基礎控除の規定でありまして「事業を行う個人については、その課税標準である所得から年七万円を控除する。これが衆議院の修正で十万円になつております。附則のほうで実施の時期は政令で定めることになつて

ておるわけでありませう。

それから第九十八条は事業税の標準税率等の規定であります。「法人の行う事業に対する事業税の標準税率は、左の各号に掲げる区分に従ひ、それぞれ当該各号に定めるものとす。一、その課税標準の百分之五、従来はこれが百分の一・六であつたのであります。二、その他の事業を行う法人でありまして、特別法人は所得及び清算所得の百分の八、これは据置いております。その他の法人は所得のうち年五十万円以下の金額の百分の十、これが従来は十二であつたわけでありませう。それから所得のうち年五十万円をこえる金額及び清算所得の百分の十二となつております。それから第二項で、「二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に対する前項第二号の規定の適用については、当該法人の所得は、第九十条の十五の規定による所得は、第九十条の十五の規定によるものとする。」だから二以上の道府県で事業を行なつてゐる場合には、百分の十の軽減税率を適用しますのは、やはりその五十万円を両者に分けた部分について適用するわけでありませう。府県ごとに五十万円ではなくて、事業を一つにしてみて五十万円分だけである。

それから百五頁の終りから二行目の第五項は、個人の行う事業に対する事業税の標準税率を置いてあります。百六頁に参りまして、第一種事業を行う個人については百分の八、第二種事業又は第三種事業を行う個人については百分の六、第三種事業については百分

の四、この第三号の中で「第七十七条第六項第四号、第五号、及び第七号に掲げる事業を行う個人」とあるのは、あん摩、はり、きゅう等の事業であります。従来も百分の四に引下げておりましたので、これをそのまま踏襲して参るわけでありませう。一号の百分の八は従来は百分の十二であつたわけでありませう。二、その百分の六は従来は百分の六・四乃至百分の八であつたわけでありませう。

それから百五頁の終りから二行目の第九十九条は事業税の税率の適用区分、第一百条が事業税の徴収の方法、第一百一条が中間申告を要しない法人の事業税の申告納付、いずれも従来からの規定でございませう。

第一百二条は事業年度の期間が六月をこえる法人の中間申告納付、それから百十四頁に第一百三条の規定がございませう。新たに設立した内国法人等が事業年度の期間が六月をこえるものの中間申告納付、従来と考へ方が変わつております。技術的な規定でございませうので、説明は遠慮いたします。

第一百四条は、中間申告を要する法人の確定申告納付、それから百五頁と行きまして第九十五条、百八頁でございませう。清算中の法人の各事業年度の申告納付、いずれも申告納付の仕方を書いて規定でございませう。

それから百二十頁へ行きますと、第一百六条は残余財産の一部を分配する場合における清算所得に対する事業税の申告納付、第一百七条は解散法人の清算所得に対する事業税の確定申告納付、それから第一百八条は合併法人の清算所得に対する事業税の申告納付、第九

条は法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付、特に申上げることはありません。

それから百二十五頁へ行きますと、第一百十條、財産目録等の提出、これは「事務所又は事業所所在地の道府県知事は、所得又は清算所得に対する事業税を申告納付すべき法人が第一百一条第三項の規定若しくは第九十二条第三項の規定による申告書若しくは前条第二項若しくは第三項の規定による修正申告書を提出する場合又は当該申告書若しくは修正申告書を提出した後において、事業税の賦課徴収について必要がある」と認めるときは、当該法人に対し、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他の事業税の賦課徴収について必要な書類の提出を求めることができる。従来でありますと、申告納付いたしました場合に、必ず財産目録や貸借対照表や損益計算書を付けておつたわけでありませう。今回は法人税の、或いは又所得税の計算の基礎をそのまま使つて行くことにいたしましたので、申告の事務をうんと簡素にしたい、こういう考へ方から府県の自主決定をする必要のありますものは別でありますけれども、それ以外は財産目録も要らない、貸借対照表も要らない、こういうふうにいたしましたのであります。

併しながら場合によつては必要なこととございませうので、そういう場合には府県のほうから特別の法人に対しましてだけ、財産目録や貸借対照表を出して下さい、こういう提出を求める権限だけを規定しておいた、こういうふうなことを規定してあります。申告手続というものをずつと従来よりは簡素に

いたしております。
第百十條の二は、法人の代表者等の自署及び押印の義務、これは従来からある規定でございます。

第百十條の三は、法人の代表者等の自署及び押印の義務違反に関する罪、第百十條の四は、事業税に係る故意不申告の罪、それから第百十條の五は事業税に係る虚偽の申告納付等に関する罪、いずれも従来からある規定でございます。第百十條の六の税務官署の決定、更正等に係る課税標準を基準とする法人の事業税の更正及び決定、これは事業税は法人税の基礎に乗つかつて行くことにいたしておりますので、従いまして法人税の課税標準につきまして税務官署が更正をいたしました場合には、それに基づいて府県知事が更正をして行くのだ、更正決定が府の税務機関において行われぬのに府県が勝手に更正決定して行くことではないという趣旨の規定をここに置いておるわけでありまして、国が更正又は決定した場合にはそれに乗つかつて府県が更正、決定をして行くということを置いてあるわけでありまして、大變技術的な規定でありますので、遠慮いたしておきます。

第百三十二頁の百十條の七の規定、これは「道府県知事は、左の各号に掲げる場合においては、税務官署に対し、法人税法第二十九條から第三十一條までの規定による更正又は決定をすべき事由を記載した書類を添えて、その更正又は決定をすべき旨を請求することができる。この場合において、正当な事由がなく、当該税務官署が当該更正又は決定の請求を受けた日から三月以内に更正又は決定をしないときは、道

府県知事は、当該税務官署を監督する税務官署に更正又は決定をすべき旨を請求することができる。」「税務官署の更正、決定いたしましたもの、或いは法人が申告納付いたしましたものが府県から見ましてどうも少な過ぎる、こういうふうな認められず場合には申告期限から一年を経過した日後におきまして、国の税務機関に更正を求めるわけでありまして、而も三月以内に正当な事由がなく、更正、決定をしない場合には更に上級の国の税務機関にその請求をする。税務官署のやつておりまする場合には同税務局に申出をしますし、国税局のやつておりまする場合には同税務局の長官に申入れをして参るわけでありまして、その場合に同時に、百三十四頁の三項に書いてあるわけでありまして、百三十四頁の三項に「第一項後段の規定によつて道府県知事が税務官署に更正又は決定の請求をした場合においては、遅滞なく、その旨を自治庁長官に報告するものとする。」「国の税務機関の決定にそのまゝ府県が乗つかつて行く、そのまゝ乗つかつて行くが、併し同の税務機関のやつていゝことが当を失してゐると思われず、場合によっては、同の税務機関自身において直しなさいという請求を府県側からするわけでありまして、しない場合には更に上級の税務機関に言うと同時に自治庁長官にそのことを報告して来るということによつて、制度的に国の税務機関が公正な決定手続を行ふように持つて行きたいという配慮がそこになされてゐるわけでありまして、

第百十條の八は同の決定にそのまゝ乗つて行かないで、府県が自主決定しなければならぬような種類のものについて規定を設けてゐるわけでありまして、即ち「道府県知事は、電気供給業、ガス供給業、地方鉄業事業、軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貨物旅客自動車運送事業若しくは生命保険業を行ふ法人、法人税法第六條第一項に規定する法人で事業税の納税義務があるもの、これはいわゆる重要財産の生産業でありまして、三年間は法人税を課さない」とされてゐる種類のものでありまして、事業税は課さないわけではございませんで課税をいたしますので、自主決定をするという部類に入るわけでありまして、この次に衆議院の修正で「第九十條第一項但書の規定の適用を受ける法人又は第八十條第二項各号に掲げる事業とその他の事業とをあわせて行ふ法人」が加つております。輸出所得の免税を受けておりますような場合には事業税は課されず、自主決定をするというふうになつてゐるわけでありまして、

それから百三十六頁へ参りまして、第百十條の九の規定は、更正又は決定の通知義務を府県に課しております。第百十條の十は、同族会社の行為又は計算の否認の規定であります。これも従来と同じであります。その次に百三十八頁に参りまして、百十條の十一の法人の事業税の不足税額及びその延滞金の徴収、これも従来からの規定でございます。ただ三項のところは府県民務について申上げましたことと同じように、更正決定が一年以上たつてから行われましては、合算は、延滞金の計算に当りましては、一年を超えた期間、これは税務機関が責を負うべき部分とも考えられますので、延滞金の期間の計算に入れないわけでありまして、

第百十條の十二は納期限後に納付する法人の事業税の延滞金の計算を畫いてあります。これも従来と同じ規定であります。第百十條の十三は法人の事業税の過少申告加算金及び不申告加算金、これらも別に変更しておりません。第百十條の十四は法人の事業税の重加算金の規定がございまして、これも従来と同じでございます。それから百四十九頁に百十條の十五、二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行ふ法人の申告納付等、先ほど申しましたように五十万円を超える所得がありまする場合には、先ず五十万円の部分を関係府県に分割いたしまして、それ／＼に軽減税率を適用して税額を算定した計算の仕方をするという趣旨の規定を置いてゐるわけでありまして、

それから百五十頁の三項であります。事業税の分割方法を若干改正しておるわけでありまして、「第一項の規定による関係道府県ごとの分割は、申告書又は修正申告書に記載された関係道府県に所在する事務所又は事業所について、課税標準額の総額を電気供給業、ガス供給業及び倉庫業にあつては当該事務所又は事業所の固定資産の価額におつたのであります。全額固定資産の価額に按分するわけでありまして、「地方鉄道事業及び軌道事業にあつては当該事務所又は事業所の所在する道府県における地方鉄道及び軌道の延長キロメートル数に、これも半分は固定資産の価額に、半分は従業員数であり

ましたのを、地方鉄道、軌道の延長に按分するわけでありまして、銀行業及び保険業にあつてはその二分の一を当該事務所又は事業所の数に、他の二分の一を当該事務所又は事業所の従業員の数に、按分いたしまして、従来は従業員数だけであつたわけでありまして、こうして事業税の分割を合理化するよう考へてゐるわけでありまして、

それから百十條の十六で、二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行ふ法人の課税標準額の総額の更正、決定等、これは主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事が行うことにいたしてあります。これら更正いたしました場合には従来の規定は自治庁長官に指示を求めるということにしておつたのであります。今、今回改正をいたしましたので、三項のところは上つておりますように、先ず関係府県知事が相互に協議してやらない。今までは一々自治庁の長官の指示を求めましたのであります。それはやめてしまひまして、お互い府県同士相談し合つてやらないというふうなことにいたしましたわけでございます。

それから百五十七頁、第百十條の十七、個人の事業税の賦課の方法、それから百六十頁で百十條の十八、個人の事業税の納期、百十條の十九、個人の事業税の徴収の手続、百十條の二十、納期限後に納付する個人の事業税の延滞金、百十條の二十一、二以上の道府県において個人の行ひます場合の問題、いずれも従来と同じであります。指示を求める問題がお互いが相談し合うようにいたしておるだけのことでございます。

百六十三頁の百十條の二十二、個人

午後十時六分散会

昭和二十九年五月十三日印刷

昭和二十九年五月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局